NSCデータベース

主要データ項目の説明

令和6年版

株式会社　日本統計センター

統計指標

統計指標は(株)日本統計センターの指標分類による【大分類】単位に、さらに大分類の中では統計データのオリジナルソースとなる調査や資料単位に掲載しています。

【人口・世帯】
【事業所・従業者数】
【農林水産】
【工業】
【商業】
【金融】
【運輸・通信・情報】
【建設・建築】
【ｴﾈﾙｷﾞｰ水道及び排･廃棄物関連】
【消費生活・物価・レジャー】
【労働・賃金・社会保障・医療】
【市民所得】
【教育･文化】
【行財政】
【土地・公害・地目】
【地域特性】
【NTT タウンページ統計情報】
【在宅障がい児・者】

主要データ項目の説明

【 人口・世帯 】

国勢調査

「国勢調査」は、我が国に常住するすべての人を対象として、5年毎に行われる人口調査で、年齢、性別、配偶関係、国籍、労働状態、従業上の地位、産業、職業、世帯の種類、住宅、従業地・通学地などについて調査するものである。

総務省統計局「国勢調査報告」「小地域集計」

10月1日

町丁別集計データについては(株)日本統計センターにより独自に、最新の大字・町丁目との整合性をとり、データの再編集を行っているため一部の地域についてデータ編集時の計算誤差により項目間での整合性が取れていない場合がある。1995年以前のデータについては、2000年以降のデータと最新の大字町丁目への編集方法に違いがある(代表処理)ため時系列の比較には注意が必要である。

国勢調査人口

国勢調査人口とは「常住人口」であり、調査時に当該居住に3ヶ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者の人口。外国人等も含まれる。

外国人人口

外国人とは、日本国籍をもたないもの。日本と日本以外の両方の国籍を持つ人は、日本人としている。

総年齢

総年齢=年齢(各歳)×各歳別人口
年齢は、調査日前日による満年齢。

平均年齢

平均年齢=(総年齢/総人口)+0.5
ここでの総人口には年齢不詳は含まない。

[配偶関係]

配偶関係は，届出の有無にかかわらず，実際の状態により，次のとおり区分している。

・未婚

まだ結婚したことのない人

・有配偶

妻又は夫のある人。

・死別

妻又は夫と死別して独身の人 。

・離別

妻又は夫と離別して独身の人 。

居住期間

その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい，「出生時から」，「1年未満」，「1年以上5年未満」，「5年以上10年未満」，「10年以上20年未満」，「20年以上」の6区分に区分している。

昼間人口

市町村別の昼間人口は国勢調査報告により公表されているものを使用。
昼間、当該地域にいるであろう人口を、常住人口(夜間人口)より通勤・通学による流出人口を差し引き、流入人口を加えて算出したもの。
この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。

昼夜間人口比

夜間人口(国勢調査人口)100人あたりの昼間人口の比率。

[労働力状態の区分]

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の９月24日から30日までの１週間に仕事をしたかどうかの別により以下のとおり区分したもの。
労働力人口
　就業者
　　主に仕事
　　家事のほか仕事
　　通学のかたわら仕事
　　休業者
　完全失業者
非労働力人口
　家事
　通学
　その他

・労働力人口

就業者と完全失業者(仕事に就くことが可能であり、積極的に仕事を探していた人)を合わせたもの。

・就業者

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入(現物収入を含む)になる仕事を少しでもした人のほか、休業者も含む。
なお、休業者とは、勤め先のある人で、休みはじめてから30日満たない場合、または30日以上になる場合でも、賃金や給料をもらったか、もらうことになっている人及び個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日以上にならない人をいう。

・主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合。

・家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合。

・通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合。
通学には小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校にかよっている場合も含まれる。

・休業者

勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や、給料をもらったか、もらうことになっている場合。

・完全失業者

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

・非労働力人口

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

・家事従事者

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしている人。

・通学者

主に通学している人。

・その他(非労働力人口)

上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)。

労働力率

１５歳以上人口のうち労働力人口の占める割合。

主要データ項目の説明

[産業大分類]

就業者について調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したしたもの。
日本標準産業分類は、2007年11月に改定されており、2010年の国勢調査では以下の大分類となっている。

・農業、林業

耕種農業，畜産農業（養きん，養ほう，養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。なお，植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類，へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

・漁業

海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所，海面又は内水面において人工的施設を施し，水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

・鉱業，採石業，砂利採取業

有機物，無機物を問わず，天然に固体，液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採，採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。
鉱物を探査するための地質調査，物理探鉱，地化学探鉱，試すい（錐）などの探鉱作業及び開坑，掘さく，排土などの鉱山開発作業，その他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。なお，探鉱，鉱山開発又は鉱山内の鉱物運搬等の作業を請負う事業所も本分類に含まれる。硫黄鉱を掘採し，硫黄の製錬を行う事業所及びろう石クレー，陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

・建設業

主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし，主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画，調査，測量，設計，監督等を行う事業所は含まれない。

・製造業

有機又は無機の物質に物理的，化学的変化を加えて新たな製品を製造し，これを卸売する事業所が分類される。

・電気・ガス・熱供給・水道業

電気，ガス，熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。

・情報通信業

情報の伝達を行う事業所，情報の処理，提供などのサービスを行う事業所，インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。

・運輸業，郵便業

鉄道，自動車，船舶，航空機又はその他の運送用具による旅客，貨物の運送業，倉庫業及び運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。

・卸売業，小売業

原則として，有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお，販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装，洗浄，選別等），取付修理は本分類に含まれる。

・金融業，保険業

金融業又は保険業を営む事業所が分類される。専ら金融又は保険の事業を営む協同組合，農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所は本分類に含まれる。ただし，社会保険事業を行う事業所は「851 社会保険事業団体」，「973 行政機関」，「981 都道府県機関」又は「982 市町村機関」に分類される。

・不動産業，物品賃貸業

不動産業又は物品賃貸業を営む事業所が分類される。

・学術研究，専門・技術サービス業

主として学術的研究などを行う事業所，個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所が分類される。

・宿泊業，飲食サービス業

宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。

・生活関連サービス業，娯楽業

主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し，又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。

・教育，学習支援業

学校教育を行う事業所，学校教育の支援活動を行う事業所，学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所，学校教育の補習教育を行う事業所及び教養，技能，技術などを教授する事業所が分類される。通信教育事業，学習塾，図書館，博物館，植物園などの事業所も本分類に含まれる。スポーツを行うための施設を提供する事業所は「N 生活関連サービス業，娯楽業」に分類される。

・医療，福祉

医療，保健衛生，社会保険，社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

・複合サービス事業

信用事業，保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって，法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局，農業協同組合等が分類される。

・サービス業（他に分類されないもの）

主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

・公務（他に分類されるものを除く）

国又は地方公共団体の機関のうち，国会，裁判所，中央官庁及びその地方支分部局，都道府県庁，市区役所，町村役場など本来の立法事務，司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。なお，国又は地方公共団体の官公署で，社会公共のために主に権力によらない業務を行う事業所は，一般の産業と同様にその行う業務により，それぞれの産業に分類される。

・分類不能

いずれの産業分類にも分類しえない事業所。これは主として調査表の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

・第1次産業

農業，林業　、　漁業。

・第2次産業

鉱業、建設業、製造業。

・第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業　、　情報通信業　、　運輸業，郵便業　、　卸売業，小売業　、　融業，保険業　、　不動産業，物品賃貸業　、　学術研究，専門・技術サービス業　、　宿泊業，飲食サービス業　、　生活関連サービス業，娯楽業　、　教育，学習支援業　、　医療，福祉　、　複合サービス事業　、　サービス業（他に分類されないもの）　、　公務（他に分類されるものを除く）。

[職業分類]

その人が働いていた事業所において、実際に従事した仕事の種類によって分類しており、2つ以上の仕事に従事した場合は主な仕事の種類とした。

主要データ項目の説明

・管理的職業従事者

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など，経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事するものが分類される。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も本分類に含まれる。
ただし，経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。
（１）研究所長・病院長・診療所長・歯科診療所長・歯科医院長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・海難審判所審判長・特許庁審判長・校長は「大分類Ｂ－専門的・技術的職業従事者」に分類される。
（２）自衛官・警察官・海上保安官・消防員は「大分類Ｆ－保安職業従事者〔126，127，129〕」に分類される。

・専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において，科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものが分類される。
この仕事を遂行するには，通例，大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

・事務従事者

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて，庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものが分類される。
ただし，課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものは「大分類Ａ－管理的職業従事者」に分類される。

・販売従事者

有体的商品の仕入・販売，不動産・有価証券などの売買の仕事，有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事，商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結，保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものが分類される。
ただし，販売に伴う接客サービスの仕事に従事するものは「大分類Ｅ－サービス職業従事者」に分類される。

・サービス職業従事者

個人の家庭における家事サービス，介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものが分類される。

・保安職業従事者

国家の防衛，社会・個人・財産の保護，法と秩序の維持などの仕事に従事するものが分類される。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて，医療・教育・事務などのように，他の分類項目に該当する仕事に従事するものも本分類に含まれる。

・農林漁業従事者

農作物の栽培・収穫，養蚕，家畜・家きん・その他の動物の飼育，林木の育成・伐採・搬出，水産動植物（両生類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものが分類される。

・生産工程従事者

生産設備の制御・監視の仕事，機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事，各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事，製版・印刷・製本の作業，生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものが分類され
る。

・輸送・器械運転従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事及びその他の関連する仕事並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものが分類される。

・建設・採掘従事者

建設の仕事，電気工事に係る作業を行う仕事，ダム・トンネルの掘削などの仕事，鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものが分類される。
ただし，建設機械を操作する仕事に従事するものは「大分類Ｉ－輸送・機械運転従事者〔201〕」に分類される。

・運搬・清掃・包装等従事者

主に身体を使って行う定型的な作業のうち，運搬・配達・梱包・清掃・包装等の仕事に従事するものが分類される。

・分類不能の職業

いずれの項目にも含まれない職業が分類される。これは主に調査票の記入が不備であって，いずれの項目に分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

[従業上の地位]

従業上の地位とは、就業者を調査期間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって区分したもの。
雇用者(役員を含む)
　雇用者(役員を含まない)
　　正規の職員・従業員
　　労働者派遣事業所の派遣社員
　　パート・アルバイト・その他
　役員
自営業主(家庭内職者を含む)
　雇人のある業主
　雇人のない業主
　家庭内職者
家族従業者

・雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人。
集計区分数により役員を含む場合と含まない場合がある。

・自営業

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家・家政婦など。家庭内職者を含む。

・家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族。

・役員

会社の社長・取締役・監査役・団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員。

・正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人。

・労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され，そこから派遣されている人。

・パート・アルバイト・その他

・　就業の時間や日数に関係なく，「パートタイマー」，「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人。
・　専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され，雇用期間の定めのある「契約社員」や，労働条件や雇用期間に関係なく，勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人。

就業時間

調査週間中（１週間）にどのくらいの時間仕事をしたか。

主要データ項目の説明

[在学か否かの別]

学校に在学しているか否かによって次のとおり区分している。
ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校などの学校教育法第１条にいう学校(幼稚園を除く)及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは含まない。

・卒業者

学校を卒業して、在学していない人。

・在学者

在学中の人。

・未就学者

在学したことのない人又は小学校を中途退学した人。

[利用交通手段]

従業地・通学地に通勤・通学するために普段利用している交通手段を次のとおり区分した。
なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、２種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

・徒歩だけ

徒歩だけで通勤又は通学している場合。

・鉄道・電車

電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合。

・乗合バス

乗合バス(トロリーバスを含む)を利用している場合。

・勤め先・学校のバス

勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合。

・自家用車

自家用車(事業用と兼用の自家用車を含む)を利用している場合。

・ハイヤー・タクシー

ハイヤー・タクシーを利用している場合(雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む)。

・オートバイ

オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合。

・自転車

自転車を利用している場合。

・その他

船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合。

[5年前の常住地]

５年前の常住地とは、５年前に居住していた場所をいい、５歳以上の人について、５年前の10月1日前後を通じて普段居住していた場所を次のとおり区分した。
国内
　自市区町村内
　自市内他区
　県内他市区町村
　他県
転入(国外から)

・現住所

調査時における常住地と同じ場所

・自市区町村内

調査時における常住地と同じ市町村(20大都市の場合は同じ区)

・自市内他区

20大都市（東京都特別区並びに政令指定都市である札幌市，仙台市，さいたま市，千葉市，横浜市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，浜松市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，岡山市，広島市，北九州市及び福岡市）について，同じ市又は東京都特別区の他の区

・県内他市区町村

同じ都道府県内の他の市区町村

・他県

他の都道府県

・外国から

日本以外

[従業地・通学地]

従業地・通学地とは就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。
自市区町村で従業・通学
　自宅
　自宅外
他市区町村で従業・通学
　自市内他区
　県内他市区町村
　他県
ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市町村としている。
ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入になる仕事を少しでもした人については、ここにいう通学者とはならず、就業者としている。

・自市内他区

常住地が20大都市にある人で、同じ市(都)内の他の区に従業地・通学地がある場合。

・自市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合。

・自宅外

常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合。

・県内他市区町村

従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合。

・他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合。
いわゆる市区町村からの流出人口。

・自宅

従業している場所が、自分の居住している家又は家に付属した店、作業場などである場合。なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが、自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

・他県

従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合。

市外への通勤者

当該市区町村から他の市区町村へ通勤しているもの。

市外からの通勤者

他の市区町村から当該市区町村へ通勤しているもの。

市外への通学者

当該市区町村から他の市区町村へ通学しているもの。

市外からの通学者

当該市区町村へ他の市区町村から通学しているもの 。

DID(人口集中地区)

ＤＩＤ(人口集中地区)とは、次の基準に該当する地域をいい、この地域に常住する人口をＤＩＤ(人口集中地区)人口という。
(1)国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
(2)市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上)が隣接していること。
(3)それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。
なお、個別のＤＩＤ(人口集中地区)の中には、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、ＤＩＤ(人口集中地区)に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

[不詳データの補完]

国勢調査(2020年)の集計にあたり、結果利用者の利便性向上を図るため，主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」が市町村別に公表されている。
当社では、このデータを用いて町丁別集計においても年齢階級不詳人口を年齢階級別人口に按分補完推計している。
注)2020年国勢調査データのみ。

国勢調査世帯

国勢調査世帯とは一般世帯と施設等の世帯を合わせた世帯である。

一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。
(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は１戸を構えて住んでいる単身者。ただし、一般世帯と居住を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めている。
(2)間借り・下宿などの単身者。
(3)会社などの独身寮の単身者。

施設等の世帯

施設等の世帯とは次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)は中隊又は艦隊ごと、(5)は建物ごと、(6)は１人１人である。
(1)寮・寄宿舎の学生・生徒－学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり。
(2)病院・療養所の入院者－病院・療養所などに、すでに３ヶ月以上入院している入院患者の集まり。
(3)社会施設の入所者－老人ホーム、肢体不自由者更正施設などの入所者の集まり。
(4)自衛隊営舎内居住者－自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり。
(5)矯正施設の入所者－刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり。
(6)その他－居住不定者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など。

[世帯の家族類型]

世帯の家族類型は一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により区分している。
親族世帯
　　核家族世帯
　　その他の親族世帯
非親族世帯
単独世帯

・親族世帯

二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いからなる世帯もふくまれている。

・核家族世帯

核家族世帯とは一般世帯の親族世帯のうち次の世帯をいう。
(1)夫婦のみの世帯。
(2)夫婦と子供から成る世帯。
(3)男親と子供から成る世帯。
(4)女親と子供から成る世帯。

・その他の親族世帯

その他の親族世帯とは、次の世帯をいう。
(1)夫婦と両親から成る世帯。
(2)夫婦と片親から成る世帯。
(3)夫婦、子供と両親から成る世帯。
(4)夫婦、子供と片親から成る世帯。
(5)夫婦と他の親族から成る世帯。
(6)夫婦、子供と他の親族から成る世帯。
(7)夫婦、親と他の親族から成る世帯。
(8)夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯。
(9)兄弟姉妹のみから成る世帯。
(10)他に分類されない親族世帯。

・非親族世帯

二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。

・単独世帯

世帯人員が１人の一般世帯。世帯人員別世帯の中の「世帯人員１人世帯数」と内容は同一。ただし、町丁別の場合は秘匿値の処理(推計)の関係で、一部食い違いのある地域が存在する。

三世代世帯

三世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)、及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって四世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の三世代世帯は含まない。

母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の２０歳未満の子のみで構成される一般世帯(他の世帯員がいないもの)。

父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の２０歳未満の子のみで構成される一般世帯(他の世帯員がいないもの)。

高齢単身世帯

高齢単身世帯とは、６５歳以上の者1人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

高齢夫婦世帯

高齢夫婦世帯とは、夫６５歳以上、妻６０歳以上の夫婦１組のみの世帯(他の世帯員がいないもの)。

主要データ項目の説明

住宅

住宅とは１つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む)。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに１戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅も、これに含まれる。
また、住宅以外の住居とは、寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。仮小屋・天幕小屋など臨機応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

[住宅の所有の関係]

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有関係を以下のとおり区分している。
主世帯
　持ち家
　公営の借家
　公団公社の借家
　民営の借家
　給与住宅
間借り

・主世帯

主世帯とは「間借り」以外の以下の５区分に居住する世帯。

・持ち家

持ち家とは居住する住宅がその世帯の所有である場合、なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

・公営の借家

公営・公団・公社の借家とはその世帯の借りている住宅が都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

・都市機構・公社の借家

都市機構・公社の借家とはその世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

・民営借家

民営借家とはその世帯の借りている住宅が「公営の借家」「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

・給与住宅

給与住宅とは勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なおこの場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

・間借り

間借りとは他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合。

[住宅の建て方]

各世帯が居住する住宅をその建て方により区分している。
町丁別データについては、2000年以前は住宅に居住する一般世帯(間借りを含む)で住宅の建て方別の世帯数を収録していたが、2005年データでは、主世帯(間借りを除いた)での建て方別の世帯数しか集計されていないため主世帯ベースのデータを収録してい

・一戸建世帯

一戸建とは１建物が１住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、１建物が１住宅であればここに含まれる。

・長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入り口をもっているもの。
なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

・共同住宅世帯

共同住宅とは１棟の中に２つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや２つ以上の住宅を重ねて建てたもの。なお、階下が商店で、２階以上に２つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

・その他の建て方

上記以外ののもので、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合。

延面積

延べ面積とは各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や、店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は延べ面積には含まれない。

[家計の収入の種類]

世帯を、世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により、次のとおり区分した。

・賃金・給料が主な世帯

主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯。

・農業収入が主な世帯

主な収入が、個人経営の農業(農作物の栽培、家畜の飼料、耕作請負など)から得られる収入である世帯。

・農業収入以外の事業収入が主な世帯

主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入である世帯。

・内職収入が主な世帯

主な収入が、内職(家庭内で行う賃仕事)から得ている収入である場合。

・恩給・年金が主な世帯

主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入である世帯。

・仕送りが主な世帯

主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯。

・その他の収入が主な世帯

主な収入が、上記以外で、例えば、家賃・地代、利子・配当、雇用保険、生活保護、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引出しなどである世帯。

主要データ項目の説明

住民基本台帳

「住民基本台帳制度」とは、市町村(東京都の特別区を含む)において、区域内の住民に対して、行き届いた、もれのない行政事務をおこなうために、その住民について記録するための基本的な制度である。住民からの届け出に基づいて、市町村はその記録を作り、選挙人名簿や学齢簿等の作成、居住関係の公証、その他あらゆる住民に関する事務処理の基礎となるものである。
2012年7月の法改正により、外国人が住民基本台帳法の適用対象に加えられている。

(公財)国土地理協会
「住民基本台帳人口要覧」(市町村別)
「人口統計マスター」(町丁別)

市町村別:毎年3月31日(2013年以前)
毎年1月 1日(2014年以降)
町丁別:毎年4月1日

町丁別集計データについては、基本的に4月1日のデータを収録しており、2014年以降は、市町村別集計とは時点が異なる。2013年以前についても同時点のデータが公表されていない場合については入手可能な直近のものを使用していたり、人口の中に外国人を含む場合や、常住人口を収録している場合等集計基準の違いにより、町丁別データを積み上げた市町村計と市町村別の数値は必ずしも一致しない。

住民基本台帳人口・総計

日本国内の市区町村に住所を定めている者として、当該市区町村の住民基本台帳に記載されているものの人口。
従来の日本人に加え外国人人口を含めた人口。

住民基本台帳人口・日本人

日本人の人口
従来(2012年以前の)の住民基本台帳人口に該当するもの。

住民基本台帳人口・外国人

外国人の人口
外国人の対象は観光等の短期滞在者等を除いた、適法に3か月を超えて在留する外国人であって住所を有する者

転入者

1年間(2013年以前:4月1日～3月31日、2014年以降:1月1日～12月31日)の間に他の市区町村又は国外から転入し、住民票に記載された者の数。

転出者

1年間(2013年以前:4月1日～3月31日、2014年以降:1月1日～12月31日)の間に他の市区町村又は国外に転出し、住民票を消除された者の数。

人口ランキング

全国市区町村単位(政令指定都市、特別区は区単位)での人口(住民基本台帳人口)の多い順の順位。

住民基本台帳世帯・総計

日本人及び外国人について国内の市区町村に住所を定めている者で、当該市区町村の住民基本台帳に記載されている者が構成している世帯の数。

住民基本台帳世帯・日本人

日本人で国内の市区町村に住所を定めている者として、当該市区町村の住民基本台帳に記載されている者が構成している世帯の数。
当社ではこの中に複数国籍世帯(外国人と日本人で構成する世帯)も含める。
これにより従来(2012年以前)の住民基本台帳世帯数と同一の基準となる。

住民基本台帳世帯・外国人のみ

外国人で国内の市区町村に住所を定めている者として、当該市区町村の住民基本台帳に記載されている者が構成している世帯の数。
ただしこの中には、複数国籍世帯(外国人と日本人で構成する世帯)は含めない。

都市計画年報

「都市計画年報」は、都市計画に関する種々の現況を把握するとともに広範な利用に供することができるよう「年報」として(公財)都市計画協会が毎年とりまとめているものである。

(公財)都市計画協会「都市計画年報」
毎年3月31日

市街化区域

市街化区域とは、「すでに市街地を形成している区域」と「おむね10年以内に優先的に市街地として整備すべき区域」のことで、住みよい街づくりのために宅地の農地・山林への無計画な蚕食による悪影響を防ぎ、また道路・公園・下水道などの公共施設を総合的に計画し都市整備のために効率的な公共投資を行うために定められたものである。

日本の地域別将来推計人口(都道府県・市区町村)

最新時点の国勢調査を基に5年ごとの30年間について男女年齢(5歳)階級別の将来人口を推計したものである。
5 歳以上の年齢階級の推計においては、コーホート要因法を用いた。コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法であり、5 歳以上の人口推計においては生残率と純移動率の仮定値が必要である。一方、コーホート要因法による 0-4 歳人口の推計においては生残率と純移動率に加えて出生率および出生性比に関する仮定値が必要である。しかしながら、市区町村別の出生率は年による変動が大きいことから、子ども女性比および 0-4 歳性比の仮定値によって推計した。

国立社会保障・人口問題研究所
基準年は最新の国勢調査時点(10月1日)

将来推計人口(市区町村別)

人口問題研究所で公表されている男女別、年齢(5歳)階級別の将来推計人口を国勢調査の30年後まで収録している。
ただし以下の内容については(株)日本統計センターが独自に推計編集をおこなっている。

・合併等による市町村の変更に伴うデータの集約等。
・一部未公表の地域について独自に推計。
(福島県の市町村、さいたま市区部、相模原市区部、新潟市区部、静岡市区部、浜松市区部、堺市区部、岡山市区部、熊本市区部)
ただし、福島県内の市町村については、国勢調査をベースとして推計を行っており震災の影響を考慮したものにはなっていない。
・人口問題研究所では年齢区分が5歳階級で「90歳以上」までとなっているが、これを「90～94歳」「95～99歳」「100歳以上」までに分割推計している。

主要データ項目の説明

(株)日本統計ｾﾝﾀｰ推計値

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に推計したものである。

昼間人口

町丁別の昼間人口は(株)日本統計センターが独自に推計した。
昼間、当該地域にいるであろう人口を、昼間就業者(事業所・企業統計:従業者数)、昼間通学者(全国学校総覧:生徒数)及び非就業者(国勢調査:家事・完全失業者・乳幼児等)の合計値として推計したものである。
この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。

5歳階級別推計人口

町丁別の５歳階級別推計人口は日本統計センターが独自に推計したものであり、国勢調査の町丁別、年齢別人口をもとに、住民基本台帳人口を参考として配分処理等を行っている。

各歳階級別推計人口

５歳階級別推計人口をさらに各歳別に推計したもの。町丁別国勢調査の各歳別比率を基として配分処理を行っている。

行動別推計人口

社会生活基本調査（総務省）　における都道府県別性別年代別行動者数（10歳以上、ただし2018年以前は15歳以上）を基に、当社町丁別の統計データと組合せて加工し、以下の区分により各種の行動人口を男女別に推計したものである。

【スポーツ関連の行動人口】
ｽﾎﾟｰﾂ人口(何らかのｽﾎﾟｰﾂを行っている人口の総数)、野球人口、ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ人口、ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ人口、ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ人口、ｻｯｶｰ人口、卓球人口、ﾃﾆｽ人口、ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ人口、ｺﾞﾙﾌ人口、ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ人口、柔道人口、剣道人口、ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ人口、つり人口、水泳人口、ｽｷｰ・ｽﾉﾎﾞｰ人口、登山・ﾊｲｷﾝｸﾞ人口、ｻｲｸﾘﾝｸﾞ人口、ｼﾞｮｷﾞﾝｸﾞ・ﾏﾗｿﾝ人口、ｳｫｰｷﾝｸﾞ人口、ﾖｶﾞ人口、器具ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ人口

【趣味・娯楽関連の行動人口】
趣味・娯楽人口、ｽﾎﾟｰﾂ観覧人口(ﾃﾚﾋﾞ等での観覧は除く)、美術館賞人口(ﾃﾚﾋﾞ等での観覧は除く)、演芸・演劇・舞踏鑑賞人口(ﾃﾚﾋﾞ等での観覧は除く)、映画館鑑賞人口、映画館以外鑑賞人口、ｸﾗｯｼｯｸｺﾝｻｰﾄ人口、ﾎﾟﾋｭﾗｰｺﾝｻｰﾄ人口、CD･ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ音楽鑑賞人口、楽器演奏人口、邦楽人口(日本古来の音楽)、ｺｰﾗｽ・声楽人口、ｶﾗｵｹ人口、邦舞・おどり人口、洋舞・社交ﾀﾞﾝｽ人口、書道人口、華道人口、茶道人口、和裁・洋裁人口、編物・手芸人口、趣味の料理、菓子作り人口、園芸・ｶﾞｰﾃﾞﾆﾝｸﾞ人口、DIY人口、絵画・彫刻人口、陶芸･工芸人口、写真撮影・ﾌﾟﾘﾝﾄ人口、詩・和歌・俳句・小説等創作人口、読書人口(マンガを除く)、マンガ人口、囲碁人口、将棋人口、ﾊﾟﾁﾝｺ人口、ｽﾏﾎ・家庭用ゲーム機等人口、遊園地・動植物園・水族館見物人口、ｷｬﾝﾌﾟ人口
【行楽旅行関連の行動人口】
行楽旅行人口、日帰り行楽人口、宿泊旅行人口(1泊2日以上)、国内観光人口(1泊2日以上)、海外観光人口(1泊2日以上)

【学習・研究関連の行動人口】
学習・研究人口、外国語学習人口、英語学習人口、英語以外の外国語学習人口、情報処理・実務学習人口、ﾊﾟｿｺﾝ等情報処理学習人口、商業実務・ﾋﾞｼﾞﾈｽ関係学習人口、介護関係学習人口、家政・家事学習人口、人文・社会・自然科学学習人口、芸術・文化学習人口

【ボランティア関連の行動人口】
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、健康・医療ｻｰﾋﾞｽﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、対高齢者ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、対障害者ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、対子供ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、ｽﾎﾟｰﾂ文化活動ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、まちづくり活動ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、安全生活ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、自然・環境保護ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口、国際協力ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人口

ライフステージ別人口

消費者をセグメントする指標の１つとして「ライフステージ」の視点から、年齢別人口(当社推計値)を次のように区分した。
1.乳児(0-2歳)　、2.幼児(3-5歳)、3小学生(6-11歳)、4.中学生(12-14歳)、5.高校生(15-17歳)、6.ユース(18-21歳)、7.ﾔﾝｸﾞｱﾀﾞﾙﾄ前期(22-25歳)、8.ﾔﾝｸﾞｱﾀﾞﾙﾄ後期(26-29歳)、9.壮年期(30-44歳)、10.中年期(45-64歳)、11.高年期(65歳以上)

世代(ｺｰﾎｰﾄ)別人口

消費者をセグメントする指標の１つとして「同時代の価値観や生活様式を有した集団としての世代(ｺｰﾎｰﾄ)」の視点から、年齢別人口(当社推計値)を次のように区分した。

戦後世代:1940-49年生まれ。幼年期に終戦を迎え、戦後復興とともに成長する。「60年安保」を生んだ世代。

ﾌﾟﾚ団塊世代:1943-46年生まれ。団塊世代の前の世代。

団塊世代:1947-1949年生まれ。大正から昭和1ケタ生まれの親のもと、戦後復興とともに成長する。大学紛争、東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸなどを青春時代に体験。

ﾎﾟｽﾄ団塊世代:1950-53年生まれ。団塊世代の後の世代

断層世代:1955-59年生まれ。高度経済成長期に育ち消費経済の拡大を体験した世代。団塊と新人類に挟まれた元祖ｵﾀｸ世代。

新人類世代:1960-68年生まれ。生まれた(物心ついた)時からTVのあった最初の世代。青春期にﾊﾞﾌﾞﾙを体験。高度成長が頭打ちとなり消費の個人化・多様化の中で育った。

ﾊﾞﾌﾞﾙ世代:1965年-70年生まれ。バブル景気(1986年11月～1991年2月)の時期に大卒就職の時期が重なる。

真性団塊ｼﾞｭﾆｱ世代:1975-79年生まれ。三浦展氏(ｶﾙﾁｬｰｽﾀﾃﾞｨｰｽﾞ研究所)が提唱。両親がともに団塊世代か、父親は団塊世代であるが母親はもっと若い世代の人たちが生んだ子供が出生総数に占める割合が高い世代。ﾓﾉや情報が豊かな中で育つ。

第２次ﾍﾞﾋﾞｰﾌﾞｰﾑ世代:1971-74年生まれ。第２次ﾍﾞﾋﾞｰﾌﾞｰﾑ世代。一般に言われる「団塊ｼﾞｭﾆｱ世代」。ﾓﾉや情報が豊かな中で育つ。

Ｙ［ミレニアル］世代:1981-96年生まれ。Y世代はデジタルネイティブ世代、ミレニアル世代はミレニアム（新千年紀）が到来した2000年前後、又はそれ以降に社会進出する世代。

新人類ｼﾞｭﾆｱ世代:1995-00年生まれ。新人類を親に持つ世代。少子化の中で育ち財布の数が多い(両親・祖父母)。

ゆとり世代:1987-2004年生まれ。教育指導要綱改訂(ゆとり教育、完全学校週5日制)により2002年～2012年の間(02年当時15歳～12年当時06歳)に義務教育を受けた世代。2008年指導要領改訂に伴い、1988～1997年頃生を「さとり世代」、1998～2004年生を「脱ゆとり世代」とも云う。

Z世代:1997-2012年生まれ。真のデジタルネイティブ世代(幼少期からインターネット、SNSが身近に存在)。概ね25歳以下の若い世代。

人口推移指標

過去の人口推移は既存統計により把握可能である。しかしながら、細分化された地域における社会移動の推定が困難であるため、社会移動に基づく推移予測は容易に実現できないのが実情といえる。従って、通常は過去一定スパンにおける増減率により、その動向を予測することが一般的となっている。
当社では、過去における細分化された地域毎の動向をパターン化（ケース分け）し、各々地域でその後結果としてのどのように推移したかという傾向からみることができないかと考え、過去における各々推移パターンについて、より高い確率で増加することが予測される順にランク値を作成した。

［人口推移予測ランク］

ランク1	増加確率61.4%	減少確率38.6%
ランク2	増加確率51.6%	減少確率48.4%
ランク3	増加確率45.6%	減少確率54.4%
ランク4	増加確率28.5%	減少確率71.5%
ランク5	増加確率24.0%	減少確率76.0%

※2024年版による結果

将来推計人口(町丁別)

当社で推計している住民基本台帳ベースの町丁別年齢階級別人口を使用し、コーホート要因法により町丁別の将来推計人口を推計した。
推計に用いた仮定値は、人口問題研究所の公表している市町村別のものを使用している。
町丁別の将来推計人口は、毎年最新の住民基本台帳人口をベースとして、２０年後までの推計を行う。
市町村別の人口問題研究所の将来推計人口は、国勢調査ベースでの推計であり、町丁別の推計値を市町村単位で集計しても一致しない。

【 事業所・従業者数 】

経済センサス

経済センサスは、従来の「事業所・企業統計調査」や「サービス業基本調査」等を統合し、全ての事業所・企業を対象として、同一時点における我が国の産業構造を全国及び地域別に明らかにすると共に、各種統計調査実施のための事業所・企業の母集団名簿を整備することを目的としている。
経済センサスには、「経済センサス-基礎調査」と「経済センサス-活動調査」がある。
「基礎調査」は、登記簿情報などの行政記録を利用し、事業所・企業の従業者規模等の基本的事項把握に重点をおいており(初回2009年)、
「活動調査」は経済活動の実態を把握するため、事業所・企業の基本的事項に加え、売上高とその内訳、必要経費などの経理項目の把握に重点をおいている。（初回2012年）
それぞれ5年おきに実施。
2019年基礎調査は調査方法の大幅な変更により、公表項目が大きく減少。

総務省統計局

6月1日

2014年以前の調査とは、調査手法に変更があるため、時系列の比較には注意が必要。

事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。
(1)一定の場所（１区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
(2)従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

[経営組織別事業所区分]

事業所を経営組織別に分類すると以下のように分類できる。

民営事業所
　個人経営
　法人
　　会社
　　会社以外の法人
　法人でない団体
国，地方公共団体

派遣従業者のみの事業所

いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

・民営事業所

国，地方公共団体以外をいう。

・個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。　会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

主要データ項目の説明

・会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。
ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。
なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。

・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。
例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。　例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

・国，地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）をいう。

[単独・本所・支所別事業所区分]

企業等を構成している事業所を以下のとおり区分。

・単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

・本所・本社・本店

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

・支所・支社・支店

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。
支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

[事業所の産業分類]

事業所の主な事業の種類（原則として過去１年間の販売額又は収入額の多いもの）により，日本標準産業分類に基づき分類されている。
日本標準産業分類は2007年11月に改定されており、大分類は以下の通りである。2014年経済センサスからは、町丁別にも産業中分類まで公表されている。

・農業、林業

耕種農業，畜産農業（養きん，養ほう，養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。なお，植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類，へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

・漁業

海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所，海面又は内水面において人工的施設を施し，水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

・鉱業，採石業，砂利採取業

有機物，無機物を問わず，天然に固体，液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採，採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。
鉱物を探査するための地質調査，物理探鉱，地化学探鉱，試すい（錐）などの探鉱作業及び開坑，掘さく，排土などの鉱山開発作業，その他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。なお，探鉱，鉱山開発又は鉱山内の鉱物運搬等の作業を請負う事業所も本分類に含まれる。硫黄鉱を掘採し，硫黄の製錬を行う事業所及びろう石クレー，陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

・建設業

主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし，主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画，調査，測量，設計，監督等を行う事業所は含まれない。

・製造業

有機又は無機の物質に物理的，化学的変化を加えて新たな製品を製造し，これを卸売する事業所が分類される。

・電気・ガス・熱供給・水道業

電気，ガス，熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。

・情報通信業

情報の伝達を行う事業所，情報の処理，提供などのサービスを行う事業所，インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。

・運輸業，郵便業

鉄道，自動車，船舶，航空機又はその他の運送用具による旅客，貨物の運送業，倉庫業及び運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。

・卸売業，小売業

原則として，有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお，販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装，洗浄，選別等），取付修理は本分類に含まれる。

・金融業，保険業

金融業又は保険業を営む事業所が分類される。専ら金融又は保険の事業を営む協同組合，農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所は本分類に含まれる。ただし，社会保険事業を行う事業所は「851 社会保険事業団体」，「973 行政機関」，「981 都道府県機関」又は「982 市町村機関」に分類される。

・不動産業，物品賃貸業

不動産業又は物品賃貸業を営む事業所が分類される。

・学術研究，専門・技術サービス業

主として学術的研究などを行う事業所，個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所が分類される。

・宿泊業，飲食サービス業

宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。

・生活関連サービス業，娯楽業

主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し，又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。

主要データ項目の説明

・教育，学習支援業

学校教育を行う事業所，学校教育の支援活動を行う事業所，学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所，学校教育の補習教育を行う事業所及び教養，技能，技術などを教授する事業所が分類される。通信教育事業，学習塾，図書館，博物館，植物園などの事業所も本分類に含まれる。スポーツを行うための施設を提供する事業所は「N 生活関連サービス業，娯楽業」に分類される。

・医療，福祉

医療，保健衛生，社会保険，社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

・複合サービス事業

信用事業，保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって，法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局，農業協同組合等が分類される。

・サービス業（他に分類されないもの）

主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

・公務（他に分類されるものを除く）

国又は地方公共団体の機関のうち，国会，裁判所，中央官庁及びその地方支分部局，都道府県庁，市区役所，町村役場など本来の立法事務，司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。なお，国又は地方公共団体の官公署で，社会公共のために主に権力によらない業務を行う事業所は，一般の産業と同様にその行う業務により，それぞれの産業に分類される。

従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。
　なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。

企業

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。
具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としている。

売上(収入)

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業，保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）

売上（収入）金額に対応する費用。なお、「金融業，保険業」の会社及び会社以外の法人は経常費用としている。

売上原価（個人経営、「金融業，保険業」の会社及び会社以外の法人を除く。）

費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。

給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））

役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

福利厚生費（退職金を含む）（個人経営を除く。）

会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額。

動産・不動産賃借料（個人経営の場合は地代家賃）

土地、建物、機械等の賃借料の総額。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めない。

減価償却費

固定資産に係る減価償却費。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の総額。

租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）

営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

外注費（個人経営を除く。）

業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費。人材派遣会社への支払いを含む。

支払利息等（個人経営、「62 銀行業」及び「63 協同組織金融業」を除く。）

借入金等に対する支払利息等の総額。営業外費用に計上する支払利息等が該当する。費用総額の内数ではない。

付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、以下の計算式を用いている。

付加価値額　＝売上高　－　費用総額　＋　給与総額
　　＋　租税公課

費用総額　＝　売上原価　＋　販売費及び一般管理費

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分，持ち家の帰属家賃，農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

有形固定資産（土地を除く）

１月から12月までに土地を除く有形固定資産に新規に計上した額。

無形固定資産（ソフトウェアのみ）

１月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額。

ﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞ統計情報

NTTタウンページ(職業別電話帳)に掲載されている企業情報をNTTの業種分類別、町丁別に集計したもの。

NTTタウンページ(株)「ﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞ統計情報」
毎年４月

弁護士事務所数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「弁護士」

会計事務所数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「公認会計士・補」

【 農林水産 】

生産農業所得統計

「生産農業所得統計」は、主として農林水産省経済局統計情報部において作成している生産量統計を基礎資料として推定された1年間の農業生産量により推計されている。

農林水産省経済局統計情報部「生産農業所得統計」

1月1日～12月31日

市町村別農業算出額(粗生産額)については、従来(2006年以前)のものとは推計方法が異なるため注意が必要。

農業産出額(粗生産額)

農業粗生産額とは，個々の農業生産物の生産数量に，実際の価格を乗じた金額を合計したものから，農業生産にふたたび消費される種子，飼料部分を控除したもの(農業総産出額)。農業生産によって得られた利益額。

生産農業所得

農業生産によって社会経済的にみて、どれだけの価値が生み出されたかを示す指標で、農業粗生産額に所得率を乗じ、新生産調整推進助成補助金等を加えて算出します。

【 工業 】

経済構造実態調査(製造業事業所調査)

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした毎年実施(＊)の調査。
＊ 経済センサス-活動調査の実施年を除く。

調査対象は個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。
①「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」(「小分類792－家事サービス業」に限る。
②「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」
③「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）

注)従来の工業統計については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象としているため単純比較はできない。

経済産業省「製造業事業所調査」

1月1日～12月31日、事業所従業者数は翌6月1日

従来の工業統計調査は経済構造実態調査に包摂され、製造業事業所調査として2022年より実施された。調査日は毎年6月1日なので、事業所数、従業者数については調査年の6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については前年の1月～12月の実績を調査してい.る。当社では事業所、従業者数についても経理事項と同一の調査前年をデータ年次としている。

工場

「工場」とは俗称で、正式には「事業所数」であり、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

工場従業者

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

現金給与額

1年間（1～12月）に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。
その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

製造品出荷額等

1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計である。

製造品出荷額第1位

当該市区の産業中分類別製造品出荷額の中で最も大きいものの産業中分類名称。

製造品出荷額第2位

当該市区の産業中分類別製造品出荷額の中で２番目に大きいものの産業中分類名称。

粗付加価値額等

下記算式により算出し、表章している。
(1) 従業者30人以上
付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）－ （推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額 ＋ 推計消費税額）－ 原材料使用額等 － 減価償却額
(2) 従業者29人以下
粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額 ＋ 推計消費税額）－ 原材料使用額等

原材料使用額

原材料使用額等とは、１年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費である。
原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して、製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。

有形固定資産数

有形固定資産年末現在高とは、年初現在高＋取得額－除去額－減価償却費。従業者１０人以上の事業所を対象とした年末現在の帳簿価格である。

【 商業 】

経済センサス-活動調査

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域的に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査です。

総務省・経済産業省「産業別集計・卸売業，小売業・産業編（市区町村表）」

6月1日～5月31日、店舗数、従業者数等は6月1日

従来の商業統計調査は「経済構造実態調査」に統合・再編されているが、市町村別等の集計が公表されておらず、経済センサス-活動調査の公表値を収録している。

商店

商店とは、主として有体的商品の売買業務を行っている事業所をいう。すなわち、一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売の業務を行っている事業所。

卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。
(1)小売業者、飲食店又は他の卸売業者に商品を販売するもの。
(2)産業用使用者(工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど)に業務用として商品を販売するもの。
(3)製造業者が別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売するもの(例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる)。
(4)商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行うもの。修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする。
(5)他人又は他の事業所のために商品の売買の代理行為を行うもの、又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。

小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。
(1)個人用(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費のために商品を販売するもの。
(2)商品を小売し、かつ同種商品の修理を行うもの。修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、小売業とする。ただし、修理を専業としている事業所は修理業(産業大分類L-サービス業)となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
(3)製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するもの(洋服店、菓子店、パン屋、豆腐屋、家具屋、建具屋、畳屋、調剤薬局などにこの例が多くある)。
(4)ガソリンスタンド。
(5)主として無店舗販売を行うもの(店舗を有しないで商品を販売する事業所のことで、訪問販売又は通信・カタログ販売を行っている事業所など)。

従業者

従業者とは主としてその商店の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、会社・団体の有給役員、常時雇用従業者(2ヶ月間にそれぞれの月に18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている臨時及び日雇いの者を含む)。

販売額

販売額とは１年間の商品販売額をいう。販売額には消費税を含む。

商業人口

販売額からその地域で商品を購入したであろう人口を推計したもの。
商業人口=販売額/人口1人当り販売額(県内平均)

小売中心地性

当該圏域内における小売吸引機能の大小を表す。
各都道府県内の人口１人当たりの平均年間販売額を基準に（１として）、上回っている場合は他の町丁から購買力が流入している、下回っている場合は他の町丁へ購買力が流出しているとみなす。
小売中心地性=商業人口/行政人口

商品手持額

商品手持額とは、商店が販売する目的で保有しているすべての手持商品の金額。

売場面積

売場面積とは、商店が商品を販売するために、実際に使用している延べ床面積をいう。

大型小売店データ

東洋経済新報社発行の「全国大型小売店総覧」を電子ファイル化したもの。
メンテナンスの関係で必ずしも書籍と同一内容とはかぎらない。

(株)東洋経済新報社 「大型小売店データ」

毎年4月

大型小売店

大型小売店とは、「大規模小売店舗立地法」での対象となる店舗面積1000㎡超の小売業を行う店舗をいう。
市区町村別、町丁別の集計値には上記基準で集計したものを使用している。

ﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞ統計情報

NTTタウンページ(職業別電話帳)に掲載されている企業情報をNTTの業種分類別、町丁別に集計したもの。

NTTタウンページ(株)「ﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞ統計情報」

毎年４月

洋服・洋品店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「子供服店」、「紳士洋品店」、「婦人服店」、「婦人洋品店」、「洋品店」、「洋服店」、「紳士服店」

呉服店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「呉服店」

靴かばん袋物店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「かばん袋物店」、「靴店」、「ハンドバック店」、「履物」

家具店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「家具店」

電気店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「電気店」

酒店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「酒店」

化粧品店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「化粧品販売」

薬店・薬局数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「薬店」、「薬局」

書店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「書店」

スポーツ用品店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「スポーツ用品店」

楽器店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「楽器商」、「和楽器」

カメラ店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「カメラ店」

時計メガネ貴金属店数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「時計店」、「宝石・貴金属店」、「めがね店」

花屋数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「生花店」

ガソリンスタンド数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「ガソリンスタンド」

スーパー店舗数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「スーパーストア」

コンビニ店舗数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「コンビニエンス店」

ホームセンター店舗数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「ホームセンター」

ファーストフード店舗数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「ファーストフード」

レストラン店舗数

ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「レストラン」

【 金融 】

ﾆｯｷﾝ全銀店舗ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ

(株)日本金融通信社により編集された金融機関店舗単位のデータ。

(株)日本金融通信社「ﾆｯｷﾝ全銀店舗ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ」
毎年８月第2週末

金融機関店舗数

金融機関店舗数とは、都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他普通銀行、信用金庫、信用組合の合計店舗数である。
「ニッキン全銀店舗データファイル」をもとに(株)日本統計センターで地域別(市町村別、町丁別)に集計。
業態別には、上記のほかに、「農業協同組合」の店舗数も集計している。
また、「その他普通銀行」とは長期信用銀行から普通銀行へと転換した新生銀行とあおぞら銀行を区分している。
2007年以降のデータについては、集計の基準を以下のように変更している。
ネットバンキング支店等の実質的に店舗を持たない支店の所在地が母店と同一住所で収録されているため、同一地点で重複してカウントされてしまう。このため集計時に同一金融機関で、同一所在地のデータは1店舗として集計している。

金融機関行員数

金融機関行員数とは、都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他普通銀行、信用金庫、信用組合の合計行員数である。
「ニッキン全銀店舗データファイル」をもとに(株)日本統計センターで地域別(市町村別、町丁別)に集計。
行員数の調査時点は各年3月末現在であるが、その後の人事異動、店舗異動に伴う変動をできうる限り8月時点で修正している。
ただし、一部の金融機関ではデータの欠落している場合がある。

全国銀行店舗数

全国銀行とは都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、その他普通銀行、をいう。

緯度経度付き全国郵便局データベース
緯度経度付き全国ゆうちょ銀行データベース

国土地理院発行の数値地図25000(地名・公共施設)*1を基に全国の郵便局およびゆうちょ銀行の局名(局コードと局・出張所名)・所在地(住所マスターのコード体系とその新・旧住所名(市町村の廃置分合等)および所在地の緯度経度座標点を付加して電子媒体等に収録したもの。
*1
測量成果複製承認書(承認番号　R　4JHs　944)

(公財)国土地理協会
東京グリーンシステムズ(株)
毎年7月

郵便局数

郵便局の各店舗を(株)日本統計ｾﾝﾀｰで地域別(市町村別、町丁別)に集計したもの。ただし、簡易郵便局は除いて集計している。

証券会社店舗ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ

(株)日本統計センターによりホームページやディスクロージャー誌等を参考に独自に編集された証券会社の店舗データ。

(株)日本統計センター「証券会社店舗ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ」

毎年7月時点で入手可能なもの

証券会社店舗数

日本統計センターにより独自収集された証券会社店舗データを地域別(市町村別、町丁別)に集計したもの。
2016年以前は(株)日本金融通信社「生損保・証券版店舗データファイル」の各店舗を集計したものであり、資料の掲載基準の違いにより時系列での比較はできない。

口振統計データ

公共料金の口座振替件数を、個人・法人別、銀行支店別、地域別に集計したデータ。
このデータは、金融機関に限り提供されているものである。

(株)経営環境分析センター「金財口振統計データ」

毎年9月

口振件数

オリジナルのデータには秘匿値が存在しており、これらの数値は(株)日本統計ｾﾝﾀｰにより推計処理をおこなっている。
本データは口座振替件数を「住宅用」と「事業用」に分けて提供されており、それぞれ個人件数、法人件数としている。
ただし、近年進展しているフレッツ系のサービスについては、全て「事業用」としてカウントされており個人件数が大幅に減少し、法人件数が増加するという現象が現れている。実件数での利用時には注意が必要である。

口振シェア

地域内(町丁)の総件数に占める割合(%)。

【 運輸・通信・情報 】

市区町村別自動車保有車両数

国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムにより集計整理されたもの。
登録自動車について用途別、車種別、業態別、市区町村別に集計されている。

(一財)自動車検査登録協力会「市区町村別自動車保有車両数」

毎年3月末

登録自動車保有台数

市区町村別自動車登録台数は、当該自動車の「使用の本拠の位置」での分類によっているが、昭和54年1月1日以前に登録された車のうち「使用の本拠の位置」が郡の場合は「使用者の住所地」により分類されている。また、市町村の合併・変更等により新設された市区町村の登録台数は、可能なかぎり、現状の市区町村に組み替えた。

[用途別]

用途とは貨物、乗合、乗用、特殊用途で、特殊用途自動車とは緊急車、医療防疫車、寝台車、放送宣伝車、霊柩車、散水車、冷蔵・冷凍車、護送車、タンク車、工作車、架線修理車、起重機車、移動郵便車、移動無線車、糞尿車など特殊な使い方をする８ナンバーの自動車。

[車種別]

車種とは道路運送車両法による普通自動車、小型自動車、大型型特殊自動車および軽自動車の区分である。

普通:小型規格のうち、1つでも超えるものがある場合、普通自動車となる。

小型:大きさが「長さ4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ2.0m以下」、排気量が「2000cc以下(ディーゼル車は排気量の制限なし)」

軽:大きさが「長さ 3.4m以下、幅 1.48m以下、高さ 2.0m以下」、排気量が「660cc以下」

大型特殊:小型特殊の規格を超えるもの、キャタピラを有する自動車(雪上車、除雪車、トラクタ等)や土木作業などに用いる特殊な機械装置を有する自動車(ブルドーザ、ショベルローダ、ロードローラ等)で、分類番号が「9」、「0」に該当するもの。

人口千人当り乗用車保有台数

人口総数千人当りの自家用乗用車保有台数(営業用は除く)。

市区町村別軽自動車車両数

(社)全国軽自動車協会連合会により集計公表されているもの。

(社)全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」

毎年3月末

軽自動車保有車両数

道路運送車両法第３条による軽自動車のうち、検査対象外のものを除いている。

道路交通センサス

道路交通センサスとは、全国の道路と道路交通の実態を把握する調査であり、一般交通量調査、自動車起終点調査、駐車場調査の3つの調査で構成されている。調査は概ね5年ごとに実施され、従来中間年に実施されていた一般交通量調査のみの調査は現在不定期となっている。

(株)住友電工「ﾃﾞｼﾞﾀﾙ道路地図」

12時間交通量

(株)住友電工の「ﾃﾞｼﾞﾀﾙ道路地図」に収録されている12時間交通量を(株)日本統計ｾﾝﾀｰが町丁別の指標として編集したもの。
平日１２時間交通量を該当道路に隣接する町丁のデータとしてもたせている。1つの町丁が複数の道路に面している場合は複数の交通量の合計値となる。

【 建設・建築 】

建築着工統計データファイル

建築物及び住宅の着工動向を暦年並びに会計年度ごとにまとめた建築動態統計資料である「建築統計年報」の内容を電子媒体としたもの。

国土交通省総合制作局情報管理部「建築統計年報」
4月1日～3月末

着工建築物

着工建築物とは、建築基準法による建築主からの届出をもとに調査された(建築物着工統計)、1年間に新たに建築される建物である。
*2020～22年データについては都道府県別のみ公表。

[構造別]

建築物を構造別に区分すると以下のとおりである。

・木造建築物

木造とは主要構造物が木造のもの(木造モルタル塗及び土蔵を含む)。

・鉄骨鉄筋コンクリート建築物

鉄骨鉄筋コンクリート造とは主要構造物が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。

・鉄筋コンクリート造建築物

鉄筋コンクリート造とは、主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打込んで一体化した構造。

・鉄骨造建築物

鉄骨造とは、主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの。鉄骨をりブラスしてあるもの軽量鉄骨造も本分類に含む。

・コンクリートブロック建築物

コンクリートブロック造とは、鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの。外壁ブロック造も本分類に含む。

・その他建築物

その他とは、石造、れん瓦造、無鉄筋コンクリート造、無鉄筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

[用途別]

建築物を用途別に区分すると以下のとおりである。

・居住専用住宅

居住専用住宅とは、家計を1つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。

・居住専用準住宅

居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。

・居住産業併用建築物

居住産業併用建築物とは、産業の用に供せられる部分と居住の用に供せられる部分とが結合した建築物で、居住の用に供せられる部分の床面積が延べ面積の20%以上である建築物をいう。

・農林水産業用建築物

農林水産業用建築物とは、標準産業分類の大分類「Ａ農業」、「Ｂ林業」、又は「Ｃ漁業」の用に供せられる建築物をいう。

・鉱業・建設業用建築物

鉱業・建設業用建築物とは、標準産業分類の大分類「Ｄ鉱業」、又は「Ｅ建設業」の用に供せられる建築物をいう。

・製造業用建築物

製造業用建築物とは、標準産業分類の大分類「Ｆ製造業」の用に供せられる建築物をいう。(各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本産業分類の中分類「83.その他の生活関連サービス業」、「86.自動車整備業」又は「87.機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業又は再生業を除く)

・電気・ガス・熱供給・水道業用建築物

電気・ガス・熱供給・水道業用建築物とは、標準産業分類の大分類「G電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供せられる建築物をいう。

・情報通信業用建築物

情報通信業用建築物とは、標準産業分類の大分類「H情報通信業(小分類「371.信書送達業」を除く)」の用に供せられる建築物をいう。

・運輸業用建築物

運輸業用建築物とは、標準産業分類の大分類「I運輸業」の用に供せられる建築物をいう。

・卸売・小売業用建築物

卸売・小売業用建築物とは、標準産業分類の大分類「J卸売・小売業」の用に供せられる建築物をいう。

・金融・保険業用建築物

金融・保険業用建築物とは、標準産業分類の大分類「K金融・保険業」の用に供せられる建築物をいう。

・不動産業用建築物

不動産業用建築物とは、標準産業分類の大分類「L不動産業」の用に供せられる建築物をいう。

・飲食店、宿泊業用建築物

飲食店、宿泊業用建築物とは、標準産業分類の大分類「M飲食店、宿泊業」の用に供せられる建築物をいう。

・医療、福祉用建築物

医療、福祉用建築物とは、標準産業分類の大分類「N医療、福祉」の用に供せられる建築物をいう。

・教育、学習支援業建築物

教育、学習支援業建築物とは、標準産業分類の大分類「O教育、学習支援業」の用に供せられる建築物をいう。

・その他のサービス業用建築物

その他のサービス業用建築物とは、標準産業分類の大分類「P複合サービス事業」「Qサービス業(他に分類されないもの)」又は「H情報通信業のうち小分類「371.信書送達業」の用に供せられる建築物をいう。

・公務用建築物

公務用建築物とは、標準産業分類の大分類「R公務(他に分類されないもの)」の用に供せられる建築物をいう。

・他に分類されない建築物

他に分類されない建築物とは、前掲の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

[利用関係別]

住宅を利用関係別に区分すると以下のとおりである。
*2020～2022年データについては郡部(町村)未公表。

・持ち家

建築主が自分で居住する目的で建築するもの。

・貸家

建築主が賃貸する目的で建築するもの。

・給与住宅

会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住する目的で建築するもの。

・分譲住宅

建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

道路統計年報

道路法の適用される高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道について調査したものである。

国土交通省道路局「道路施設現況調査」
４月１日

道路実延長

道路実延長とは、高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長、未共用延長及び渡船延長を除いた延長をいう。
「総延長」は、道路法の規定に基づき指定又は認定された道路の全延長であり、「重用延長」は上級の路線に重複している区間の延長である。また、「未共用延長」は、路線の認定の告知がなされているが、まだ共用開始の告示がなされていない区間の延長であり、「渡船延長」は、海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき共用開始されている区間の延長である。
なお、トンネル、橋梁、道路用エレベーター等道路と一体となっている施設は含まれるが、農道、林道はここでは道路に含まれて

主要道路実延長

ここでは、一般国道、主要地方道(主要市道をふくむ)及び一般都道府県道を主要道とし、これらの実延長の合計をもって主要道路実延長としている。

市町村道実延長

市町村の区域内に存する道路の実延長で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

舗装道路実延長

舗装道路とは、人や車両が円滑でかつ安全な交通を図るとともに、沿道環境の保全に資するため、道路面をレンガ、石片、アスファルト、セメントなどで固めたものをいう。ここでは、セメント系・アスファルト系舗装道路及び簡易舗装道を合計したものである。

主要データ項目の説明

【 エネルギー水道及び排・廃棄物関連 】

公共施設状況調
日本の廃棄物処理

「公共施設状況調」は、地方公共団体における公共施設の現状を把握して、住民福祉の向上と地方公共団体の能率的な行政に資するため、全都道府県及び市町村を対象とした調査である。
「日本の廃棄物処理」は、一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的としている。

総務省自治財政局「公共施設状況調」
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」
3月31日

し尿処理人口
ごみ処理人口

市町村が処理計画を定めた区域のうち、実際にし尿及びごみの収集が行われている地域における３月31日現在の住民基本台帳搭載人口及び外国人登録人口である。

一般廃棄物処理実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的としている。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
4月１日から3月31日

ごみ年間総排出量

当該市町村の全人口に係る総排出量をいい、自家処理に係るものの実績が把握しにくいときは、自家処理対象推定人口に、１人年間365kgを排出するものとして算出している。

【 消費生活・物価・レジャー 】

(株)日本統計センター推計値

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に推計したものである。

[消費購買力]

家計調査年報では世帯主の年齢階級別の平均支出額が公表されている。これに町丁別の世帯主年齢階級別世帯数を推計(国勢調査等を使用)することで購買力を算出している。実際には単身世帯と２人以上世帯を別々に処理し、また地方間格差、市町村規模別の格差を考慮している。2007年以降は家計調査年報の全項目について推計している。
2022年データ以降については、県庁所在都市、政令市の公表値を使用し、IDW(逆距離加重平均)法により周辺市町村を推計して地域格差に反映させている。
以下はその中の中分類までの項目。

食料品購買力

飲食に供される食品及びこれに伴うサービスに対する支出。

穀類購買力

イネ科植物などのうち，種子を食用とするもの及びこれらを主原料とした主食的食品。ただし，穀類に工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品であって，簡便な調理をし，又はしないで食用に供されるものは「調理食品」に分類する。

魚介類購買力

原則として，海水，淡水産魚介類及び魚類の卵並びにこれらを主原料として工業的加工を施したもの。

肉類購買力

魚介類以外の動物の食用肉及びこれらを主原料として工業的加工を施したもの。

乳卵類購買力

魚介類以外の動物の乳卵及びこれらを主原料として工業的加工を施したもの。

野菜･海藻購買力

果物を除く植物性商品及びこれらを主原料として工業的加工を施したもの。

果物購買力

草木の果実のうち主として甘味であるもの及びこれらを主原料として工業的加工を施したもの。

油脂･調味料購買力

原則として、調理に補助的に用いられる材料であって、調理を目的とするもの。卓上用も含む。缶、ビン、パック、チューブ入りも含む。

菓子類購買力

原則として，食事以外で間食として食されるし好品。菓子として用いられる野菜，海藻，果物も含む。缶・瓶入り及び冷凍も含む。

調理食品購買力

工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品。冷凍調理食品，レトルト食品及び複数素材を調理したものも含める。

主要データ項目の説明

飲料購買力

乳製品，薬用品以外の飲み物(素材となる茶の葉やか粒・粉末なども含む。)で,アルコール分１％未満のもの。缶・瓶・パック・ペットボトル入りも含む。自動販売機・駅・車内売りも含む。

酒類購買力

アルコール分を１％以上含む飲料。薬用酒やみりんは除く。缶・瓶・パック・たる入りを含む。自動販売機・駅・車内売りも含む。

外食費支出額

原則として，飲食店における飲食費。飲食店（宅配すし・ピザを含む。）により提供された飲食物は，出前，宅配，持ち帰りの別にかかわらず，全て「外食」に分類する。また，学校給食も含む。

住居費支出額

現住居，現住居以外の住宅及び宅地に関するもの並びにこれらに伴うサービスに対する支出。ただし，事業経費である貸家に係る支出は除く。なお，住宅又は土地の購入，新築，増改築は「財産購入」，住宅ローン返済は「土地家屋借金返済」であり，住居費には含めない。

家賃地代支出額

住宅・土地の貸借料。家賃の前払としての性格を有する権利金，契約手付金，仲介手数料なども含む

設備修繕･維持費支出額

住宅，庭などの設備やその修繕に関するもの。ただし，居住面積が増えるようなものは「財産購入」とみなし，設備修繕・維持には含めない。

光熱･水道料支出額

住宅の照明，冷暖房など家事に用いるエネルギー及び上下水道料に対する支出。

電気代支出額

原則として，電気事業法にいう一般電気事業者が供給する電力の購入金額。

ガス代支出額

原則として，ガス事業法にいう一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が供給するガスの購入金額並びにボンベによるガスの購入金額。

他の光熱費支出額

電気代，ガス代以外の光熱費。

上下水道料支出額

水道法にいう事業者が供給する水の購入金額及び下水道料。メーター使用料も含む。

家具･家事用品購買力

家具，家事に必要な商品及びこれに伴うサービスに対する支出。

家庭用耐久財購買力

家事用耐久財，冷暖房用器具及び一般家具。

室内装備･装飾品購買力

主に室内に配置する備品であって装飾をも兼ねたもの又は鑑賞用備品。

寝具類購買力

就寝に必要な用具。身にまとうものは除く。

家事雑貨購買力

炊事，洗濯，掃除，裁縫などに用いる半耐久財。消耗品は除く。

家事用消耗品購買力

炊事，洗濯，掃除，裁縫などの家事に用いる非耐久財。

家事サービス支出額

家事サービスに関するもの。

被服及び履物購買力

被服，履物及びこれらに伴うサービスに対する支出。大人と子供の区分については，中学生以上を大人とする。乳児は１歳未満とする。

和服購買力

祭り用・和服用下着も含む。寝巻きは除く。

洋服購買力

和服以外の被服。シャツ・セーター類，下着類は除く。

シャツ･セーター類購買力

下着類は除く。

下着類購買力

寝巻きも含む。

生地･糸類購買力

原則として被服用の材料。ボタン，スナップ，ファスナーなども含む。手芸用であっても洋裁や和裁に一般的に用いられるものも含む。

他の被服購買力

帽子，ネクタイ，靴下などの被服類。

履物類購買力

靴，草履，下駄などの履物類。

被服関連サービス支出額

「被服及び履物」に分類される商品のサービスに関するもの。

保健医療関連購買力

健康の維持，疾病の治療，身体の矯正のために必要な商品及びサービスへの支出。なお，世帯が実際に支出した金額のみとす

医薬品購買力

薬事法に定める医薬品及び医薬部外品。医師の処方箋により院外で購入した薬も薬の種類により,それぞれの項目に分類する。

健康保持用摂取品購買力

栄養成分の補給など保健・健康増進のために用いる食品であって，錠剤，カプセル，か粒状，粉末状，粒状，液（エキス）状など通常の医薬品に類似する形態をとるもの。

保健医療用品･器具購買力

健康の維持，疾病の治療，身体の矯正のために必要な用品及び器具。

保健医療サービス支出額

健康の維持，疾病の治療，身体の矯正のために必要なサービスに関するもの。

交通･通信費支出額

人の移動，物の運送，情報の伝達に必要な商品及びサービスへの支出。

交通費支出額

公共輸送機関，公共輸送施設の利用料金。

主要データ項目の説明

自動車等関係費購買力

自動車，オートバイなどの輸送機器の購入金額並びにその維持，使用のために必要な商品及びサービスに関するもの。

通信費支出額

物の運送，情報の伝達のために必要な商品及びサービスに関するもの。

教育費支出額

原則として，学校教育法に定める学校で受ける教育及びその学校の主要科目の補習に必要な商品及びサービスへの支出。各種学校の費用は除く。

授業料等支出額

原則として，学校教育法に定める学校で受ける教育に必要なサービスに関するもの。３歳以上の幼児に関する保育所費用，認定こども園費用，通信教育の費用，学校で行う臨海・林間学校の費用も含む。
授業料　入学金 受験料 学校寄付金 学校積立金　学級費 ＰＴＡ会費
テスト代 プリント代　卒業（卒園）アルバム代　修学旅行費 修学旅行積立金

教科書･学習参考教材購買力

原則として，学校教育法に定める学校及び国内の予備校へ通学する者を対象とした教科書及び学習参考教材。

補習教育支出額

学校教育法に定める学校の主要科目の補習に必要なサービスに関するもの。ピアノ教室，英会話学校などの教養的，実用的なものは「月謝類」に分類する。

教養娯楽支出額

教養、娯楽、趣味などのために必要な商品及びサービスへの支出。

教養娯楽用耐久財購買力

教養，娯楽，趣味などのために用いる耐久財。

教養娯楽用品購買力

教養，娯楽，趣味などのために用いる半耐久財及び非耐久財。

書籍･他の印刷物購買力

書籍及び及び書籍以外の印刷物。

教養娯楽サービス支出額

教養、娯楽、趣味などのためのサービスに関するもの。

その他の消費支出額

消費支出のうち大分類の「食料」から「教養娯楽」に分類されない財及びサービスへの支出。

こづかい（使途不明）支出額

こづかいのうち使途が不明なもの。

交際費支出額

贈答用金品及び接待用支出並びに職場，地域などにおける諸会費及び負担費。

仕送り金支出額

世帯票に記載のない者への生活費，下宿料，家賃，教育費などの全部又は一部を継続的に補助するための現金支出。

[家計収支]

家計調査年報で公表されている、世帯の収入・支出、貯蓄・負債等の状況を、地域性、世帯属性等による差異の傾向を基に分析し、町丁単位に推計したもの。

収入総額

「実収入」、「実収入以外の収入」及び「繰越金」から成る。

実収入額

世帯主を含む世帯員全員の現金収入(税込み)を合計したもので、主として勤労や事業の対価として新たに家計へ入る収入であり、「経常収入」と「特別収入」から成る。

実収入以外の収入額

預貯金引出、財産売却、保険取金、借入金など手元に現金が入るが、一方で資産の減少又は負債の増加を生じるものであり、分割払いや一括払い購入での購入額も含む。

預貯金引出額

銀行、郵便局、信用金庫などの金融機関からの引出金。

保険金

貯蓄的要素のある掛け捨てでない保険取金。個人、企業年金も含む。

有価証券売却額

株式、債券、信託の売却金。
国債・地方債の売却代　株券・投資信託・貸付信託の売却代。

土地家屋借入金

土地、家屋購入のための借入金。
住宅金融公庫借入金　住宅資金借入金。

他の借入金

「土地家屋借入金」に分類されない借入金。
借入金　質入金　奨学金(日本学生支援機構)　生活資金借入金。

クレジット購入借入金

財及びサービスの購入に伴う借入金。
自動車ローン、掛買払いの借入金

財産売却額

土地、家屋など不動産の売却金。

その他実収入以外の収入額

敷金・貸金及び立替金などの戻り金　貸家の保証金・入院保証金などの戻り金
金の延べ棒・金貨の売却代。

繰入金

先月からの手持ち現金の繰入金。

支出総額

「実支出」「実支出以外の支出」及び「繰越金」から成る。

実支出額

「消費支出」と「非消費支出」から成る。

消費支出額

原則として、日常の生活を営むにあたり必要な商品やサービスを購入して支払った現金支出、カード、商品券などを用いた支出であるが、仕送り金や贈与金などの移転的支出も含まれる。

食料費

飲食に供される食品及びこれに伴うサービスに対する支出。

非消費支出額

勤労所得税、個人住民税などの直接税、社会保険料などの世帯の自由にならない支出及び消費支出に含まれない移転的支出。

実支出以外の支出額

預貯金の預け入れ、投資、資産購入、借金返済など手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加、あるいは負債の減少を生じる支出。

預貯金

銀行、郵便局、信用金庫などの金融機関への預入金。

保険料

貯蓄的要素のある保険掛金。個人、企業年金も含む。

有価証券購入額

株式、債券の購入金及び信託への払込金。手数料も含む。
国債　地方債　社債　金融債　貸付信託　金銭信託　投資信託。

土地家屋借金返済額

土地、家屋購入のための借入金の返済金。
住宅金融公庫返済　住宅ローン　土地・家屋購入の月賦払。

他の借金返済額

「土地家屋借金返済額」に分類されない借入金(現金)の返済金。
奨学金の返済　質受出金　カードローン

クレジット購入借入金返済額

財及びサービスの購入に伴う借入金の返済。一括，分割を問わない。
ボーナス払い　リボルビング払い　信販払　電子マネー（ポストペイ）利用後の支払い、携帯電話機の機器代金分割払い、酒屋，米屋，雑貨屋などの掛買払い。

財産購入額

土地、家屋などの不動産の購入金。仲介手数料も含む。

その他実支出以外の支出額

貸金　立替金　敷金　入院保証金　ゴルフ会員権　学校貸付金　学校債権
生活協同組合、信用組合などの出資金、入会金、増資金、積立金、金の延べ棒　金貨

繰越金

翌月への手持ち現金の繰越金

可処分所得額

「実収入」－「非消費支出」

平均消費性向

「消費支出」／「可処分所得」×100

黒字率

(「実収入」－「実支出」)/「可処分所得」×100

金融資産純増率

((「預貯金」＋「保険掛金」)－(「預貯金引出」＋「保険取金」)＋「有価証券純購入」)／「可処分所得」×100

平均貯蓄率

((「預貯金」＋「保険掛金」)－(「預貯金引出」＋「保険取金」))／「可処分所得」×100

【 労働・賃金・社会保障・医療 】

ﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞ統計情報

NTTタウンページ(職業別電話帳)に掲載されている企業情報をNTTの業種分類別、町丁別に集計したもの。

NTTタウンページ(株)「ﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞ統計情報」
毎年４月

病院数

町丁別で使用している「病院数」はＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「総合病院」「病院・診療所」

医院数

町丁別で使用している「医院数」は、ＮＴＴﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞの次の業種分類を集計したもの。
「眼科」「外科」「産婦人科・産院」「歯科」「耳鼻咽喉科」「神経科・精神科」「整形外科」「内科」「皮膚科」「泌尿器科」「放射線科」

医療施設調査

全国の医療施設（病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした調査。

厚生労働省「医療施設調査」
毎年10月１日

病院

病院とは、医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であって、患者２０人以上の収容施設を有するものである。

一般診療所

一般診療所とは、医師が管理し、主として医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの、又は患者１９人以下の収容施設を有するものをいう。

医師・歯科医師・薬剤師調査

医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和57年までは毎年、同年以降は2年ごとに実施している。

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
12月31日

医師

医師法に基づく医師国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けた者をいう。

主要データ項目の説明

国民健康保険事業年報

国民健康保険の事業状況を収録することを主な目的とし、国民健康保険事業状況報告書(退職者医療事業年報)及び国民健康保険診療施設事業状況報告書(診療施設年報)に基づいて編集したものである。

厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

3月31日

国民健康保険被保険者数

国民健康保険は、健康保険に適用されない一般国民を対象とし、その疾病、負傷、出産、死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。
保険者は、市町村(特別区を含む)と事業運営に支障を及ぼさないと認められることに限って都道府県知事の認可を受けて設立する国民健康組合員であって、他の医療保険加入者や生活保護受給世帯をのぞく全ての人が、強制加入被保険者となる。ここでは、市町村が保険者のものについて取り上げている。

社会福祉施設等調査

社会福祉行政の基礎資料を得るため、毎年10月1日現在の全ての社会福祉施設を対象とした調査であり、全国の社会福祉施設の数、従業者及び在所(籍)者の状況など、社会福祉施設の基本的事項を把握するものである。なお昭和60年調査からは3年ごとに詳細な調査を実施し、昼間の2年間は基礎的事項のみを調査している。

厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

10月1日

[社会福祉施設]

社会福祉施設とは、社会福祉施設等調査にいう社会福祉施設であり、生活保護法による「保護施設」、老人福祉法による「老人福祉施設」、身体障害者福祉法による「身体障害者更生援護施設」、売春防止法による「婦人保護施設」、児童福祉法による「児童福祉施設」、精神薄弱者福祉法による「精神薄弱者援護施設」、母子福祉法による「母子福祉施設」、及び「その他の社会福祉施設」からなる。なお、休止中の施設は、ここには含まれな

・保護施設

保護施設とは生活保護法第38条に基づく保護施設であり、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設から成る。

・老人福祉施設

老人福祉施設とは、老人福祉法第14条に基づく施設で、次に示す施設から成る。
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター。

・障害者支援施設

障害者支援施設とは、傷病で障害を持ち必要な治療や訓練が終了しても、身体機能や前後などに障害が残った人を対象に、社会参加の実現を目指した社会リハビリテーションを行う施設。

・身体障害者社会参加支援施設

身体障害者更生援護施設とは、社会施設福祉調査にいうところの施設であり、身体障害者のうち特別な医学的治療、生活訓練、職業訓練を必要とする者や、在宅のままでは自立の困難な重度身体障害者を収容又は通わせて、必要な援護措置を行うことを目的とするもので、次に示す施設から成る。
肢体不自由者厚生施設、失明者厚生施設、ろうあ者厚生施設、内部障害者厚生施設、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者福祉工場、舗装具製作施設、点字図書館、点字出版施設。

・知的障害者援護施設

知的障害者援護施設とは、知的障害者の方が、社会的自立・職業自立に向けて様々な訓練を実施するところで、次のような施設がある。
知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者福祉工場。

・精神障害者社会復帰施設

精神障害者の方が、自立し、社会復帰を行うにあたっては、家庭の事情や病気の治療を行っていたことなどから、住む場がなかったり、すぐには一人で生活したり就労したりできないことがあり、このような場合に、生活の場を提供したり、就労やそのための訓練を行う場を提供する、精神障害者の方の社会復帰のための施設。

・身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉法において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

・婦人保護施設

売春防止法第３６条により都道府県や社会福祉法人などにより設置されている施設。もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であったが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としている。

・児童福祉施設

すべての児童が、心身ともに健やかに成長することを目的としており、健全な遊びを通して児童の情操を育む施設や、家庭的に恵まれない児童や精神・身体等に障害がある児童を通園又は入所させて、適切な保護指導を行う施設がある。

・母子福祉施設

母子家庭の母及び児童に対して、無料又は低額な料金で生活指導・職業指導及び休養等のための便宜を供与することにより、その心身の健康を保持し、生活の向上を図ることを目的とした施

・その他の社会福祉施設

上記以外の社会福祉施設であり、授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、へき地保健福祉館、地域福祉センター等の施設がある。

(株)日本統計ｾﾝﾀｰ推計値

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に推計したものである。

要介護度別認定者数

高齢者マーケットの市町村別・町丁別指標の１つとして、介護保険制度における「要介護度別認定者数」を以下の要領で作成した。
市町村別・要介護度別認定者数等の実績ﾃﾞｰﾀを基に市町村単位で年齢３区分(40-64歳、65-74歳、75歳以上)ごとの要介護度別認定者数を推計し、その数値を町丁別の当該年齢区分人口の町丁構成比で配分した。

【 市民所得 】

個人所得指標

この指標は、総務省自治税務局による市町村税課税状況等の調を元に、都道府県・市町村ごとの課税対象所得額、納税義務者数から割り出した、地域の所得水準の高さを比較できるよう指標化したもの。

総務省総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調」
4月1日～3月末

納税義務者

納税義務者とは、個人の市町村民税の所得割の納税義務者数であり、税額控除により納税義務のなくなる者及び分離課税の対象となる退職所得に関わる所得割の納税義務者数を除くものをいう。

対全国人口当り所得格差

人口当り所得について全国平均を100とした場合の各市区町村における指数。

対県内人口当り所得格差

人口当り所得について県内平均を100とした場合の各市区町村における指数。

課税対象所得

課税対象所得とは、個人の市町村民税の所得割の課税対象となった所得金額である。

(株)日本統計ｾﾝﾀｰ推計値

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に推計したものである。

就業者所得推計データ

「賃金構造基本統計調査」等により就業者の属性別(性別、年齢別、産業分類別等)の平均所得が公表されている。町丁別に同様の属性別の就業者数を推計(国勢調査データ等を使用)することにより町丁別の所得額及び所得階層別就業者数を推計している。

貯蓄関連推計指標

家計調査年報をはじめとした各種資料を基に分析を行い、小地域別の貯蓄高および貯蓄ランク別の世帯数を推計している。
ここでいう貯蓄とは、「家計調査年報」（総務省）の定義に基づくこととし、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込み総額）、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債権及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計をいう。
なお、貯蓄は世帯全体の貯蓄であり、また、個人営業世帯などの貯蓄には家計用のほか事業用も含める。

【 教育・文化 】

全国学校マスター「SCHOOL」

(株)原書房発行の「全国学校総覧」を電子ファイル化したもの。全国の文部省の所管する学校のうち、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、盲学校、聾学校、養護学校など各種学校を収録。

(株)アグレックス 「SCHOOL」

毎年5月1日現在

学校数

全国学校マスター「SCHOOL」より(株)日本統計ｾﾝﾀｰが以下の校態別に独自に集計したもの。
幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学(高等専門学校・短期大学・大学)
大学については同一大学で複数の学部が存在しており、所在地が異なるものは所在地単位にカウントを行っている。

社会教育調査

社会教育に関する基本的事項を明らかにするため、都道府県・市町村教育委員会及び各社会教育施設を対象として3年ごとに実施される全数調査である。
なお、社会教育施設数は「都道府県調べ」である。

文部科学省生涯学習政策局「社会教育調査報告書」

10月1日

図書館

図書館には、広く一般公衆の利用に供することを目的として、国、地方公共団体、日本赤十字社、民法第34条の法人が設置したいわゆる「公共図書館」のほか、特定の対象又は特定の資料を中心に運営されるものとして、学校図書館、大学図書館、企業内図書館などがある。ここでは、このうち「公共図書館」を対象としており、国立図書館は含めていない。また、分館もそれぞれ１館として計上している。なお、「分館」のうち、地方公共団体の設置する図書館については、条例または教育委員会規則により、本館に所属して設置されたもので、特定の設置設備がその用に供せられ、特定の職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。また、法人の設置する図書館については、これに相当するものをいう。

公民館

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設である。
公民館は、本館と分館に分けられ、分館とは、社会教育法第21条3項の規定により設置されたもので、市町村教育委員会が維持・管理・運営にあたっているものをいう。ここでは、分館も1館として計上している。

(株)日本統計ｾﾝﾀｰ推計値

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に推計したものである。

推計大学・短大進学者数

学校基本調査により、市町村別大学・短大進学率が公表されているが、これは高校の立地市町村別であるので、国勢調査による「当該市町村に居住する15歳以上通学者の通学先市町村」の構成比等を基に当該市町村に居住する高校生の大学・短大進学率を推計。
この進学率と17歳人口(推計)により進学者数の推計を行った。

【 行財政 】

市町村別決算状況調

市町村の財政を分析、検討する際の「現実的で具体性のある尺度」を提供することを目的として、地方財政状況調査で照会したもののうち、個々の市町村の普通会計決算に関わる主要な決算数値を収録したもの。

(一財)地方財務協会「市町村別決算状況調」
毎年3月末

基準財政需要額

基準財政需要額とは、地方交付税法に基づいて地方交付税のうち普通交付税額を算定する際、各地方自治体が標準的な水準でその行政を執行するために必要な経費のうち一般財源をもってまかなうべき額を合理的に測定したもので、各地方自治体についてそれぞれ各行政項目別に設けられた測定単位の数値に、必要な補正を加え、これに測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額を合算して求められる。

基準財政収入額

基準財政収入額とは、地方交付税法のうち普通交付税額を算定する際、各地方自治体の財政力を合理的に測定するために次にあげるところらより算定した、収入見込み額の合算額である。
市町村の基準財政収入額は、次の合算額である。
①基準税率(標準税率の75/100)をもって算定した法定普通税の収入見込額。
②目的税のうち基準税率をもって算定した事業所税の収入見込額。ただし、地方税法701条の31第1項第１号の指定都市等に限られる。
③自動車取得税交付金の収入見込額の100分の75の額、ゴルフ場所在の市町村にあっては、さらに娯楽施設利用税交付金の収入見込額の100分の75の額、道路法第7条第3項の指定市にあっては、さらに軽油引取税交付金の収入見込額の100分の75の額。
④地方譲与税の収入見込額。
⑤基準率(法定率の75/100)をもって算定した交納付金法第２条第1項の市町村交付金及び同条第2項の市町村納付金の収入見込額。
⑥交通安全対策特別交付金の収入見込額。

標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されます。
標準財政規模=、（基準財政収入額－各譲与税）÷0.75（府県の場合0.8）＋各譲与税＋普通地方交付税

実質収支比率

実質収支を標準財政規模で除した指標が実質収支比率で、赤字団体の場合、この比率が都道府県で5%以上、市町村で20%以上になると、地方財政再建特別措置法を準用した財政再建を行わないと起債が認められなくなる。またこの収支は累積の黒字又は赤字を示す。

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の占める割合。この比率が高いほど、財政が硬直化していることになる。一般的に財政運営上で15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

実質公債費比率

平成１８年４月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標。
【一定の数値を超えると下記の制限を受けます。】
１８％以上の団体 ……引き続き地方債の発行に国の許可が必要

２５％以上の団体 ……一般事業等の起債が制限

将来負担比率

自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。350%以上で早期健全化団体となる。

財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して算出したもので、地方自治体の財政力の強さを表す指数である。指数の算出に当たっては一般的に、各年の特殊事情による影響を小さくするために前々年度、前年度、当該年度の単純平均値を用いる。

経常収支比率

次のような算式で求められる比率で、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用されている。従来自治省の指導としては、道府県で80%、市町村で75%を上回らないことが望ましいとされていた。

経常収支比率=経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額×100

歳入額

歳入は、1会計年度における一切の収入である。この収入とは、各般の需要を満たすための支払いの財源となるべき現金の収納をいい、租税収入であると私法上の財産売却代、貸付料等の収入であるとを問わない。地方自治体における歳入は、歳出とともにすべて当該年度の予算に組み入れられなければならないとされており、これによって当該年度の歳入、歳出に係る地方自治体の財政活動の全体を把握することが可能になる。

歳出額

歳出は、1会計年度における一切の支出をいう。この支出とは、各般の需要を満たすための現金の支払いをさす。歳出は、歳入と同様に当該年度の予算に組み入れられなければならない。

実質収支

地方自治体のその年度の歳入総額から歳出総額を差し引いたものを形式収支という。年度内に収入された現金と支出された現金の差額であり、現金の支出が年度内なければ、その年度内に発生した債務でもこの収支尻には現れない。そこで次の実質収支が工夫された。
実質収支とは、形式収支から継続費や繰越明許費にともなって翌年度に繰り越すべき一般財源（これは当年度ではなく翌年度に属する）を控除して求める。これが最も重要な収支尻で、この実質収支が黒字の場合、黒字団体といい、赤字になると赤字団体という。

単年度収支

その年度中に発生した黒字又は赤字をいう。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求める。この単年度収支は一定の期間をおいて赤字になるのが健全である。ときどき赤字にならなければ、黒字が貯まる一方であるが、こういった状態は家計では許されても、租税を徴収する統治団体としては許されないからである。黒字が累積するようであれば、黒字を取り崩して、すなわち単年度収支を赤字にして、行政水準を引き上げるか、または租税等を引き下げるか、いずれにしても市民に還元するべきである。とはいってもこの収支が三年度以上連続して赤字になるような場合は放漫財政の危険がある。

実質単年度収支

単年度収支に地方債の繰り上げ償還額と財政調整基金への積立金を加え、積立金取り崩し額を差し引いたものである。実質的な債務の増加又は貯蓄等債権の増加を捉えようと言う指標である。

地方税

租税のうち、国が課税主体となっているものが国税であり、地方自治体が課税の主体になっているものが地方税である。地方税を課税する権限を付与されているのは都道府県、市町村という普通地方公共団体である。自治法223条は「普通地方公共団体は、法律に法律に定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる」と定めている。この「法律」とは地方税法である。東京都の特別区は地方税法の準用規定によって市町村と読み替えられる（地税法第1条2項）。しかし、具体的に地方税を課するためには、各地方自治体の「課税条例」の定めが必要である。
市町村税では、住民税（個人、法人）、固定資産税（土地、家屋、償却資産）が二本柱である。特に個人住民税の所得割と、法人住民税の法人税割の比重が大きいところ、固定資産税が最大の大きさを占める団体等で、違いが見られる。

主要データ項目の説明

地方譲与税

手続上、国税として納税されている税金で、その全部又は一部が、一定の基準で地方自治体に譲与されるもの。これには、地方道路譲与税、石油ガス譲与税などがある。

利子割交付金

個人の預金利子には２０％の税金がかかり、このうちの１５％分は国税に、５％分は都道府県民税となる。都道府県民税となった５％分のうち２％分が都道府県に、３％分が区市町村に配分される。

地方消費税交付金

地方消費税は、府県税であって消費税の1%相当額（国税の消費税4%を課税標準としそれに税率25%をかける）とされた。都道府県は清算後の地方消費税の二分の一を各都道府県内の市町村に対して交付する。これは市町村の税収減（個人住民税減税と消費譲与税の廃止）を補填するためである。交付基準は人口及び従業者数とする。ただこの二分の一という交付金の比率では、財源補填としても不十分であるが、さらに福祉サービスの主体が市町村になっていることも含めて、県民税の個人分の市町村への移譲などより一層拡充された市町村の税源確保策が必要である。また、消費税の逆進性の緩和策としての福祉サービスの充実や、いわゆる益税などの現行消費税の欠陥の早急な改善が求められる。

ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に課される税金で、平成元年度から、それまでの娯楽施設利用税の課税対象施設をゴルフ場に限定したものである。県の税収のうち、70%の金額が、ゴルフ場の所在する市町村に交付される。

特別地方消費税交付金

特別地方消費税は，平成元年度に料理飲食等消費税の名称を変更したもので，料理店や旅館等の場所における飲食，宿泊等の行為に対して課された税金である。県の税収のうち，50%の金額が特別地方消費税を納入した旅館等所在の市町村に交付さる。なお，特別地方消費税は，地方消費税の創設に伴い，平成12年３月31日をもって廃止された。

自動車取得税交付金

自動車取得税は，昭和43年度に地方道，特に市町村道の整備を促進する財源として創設されたもので，自動車の取得に対して課される税金である。県の税収から県が取扱費として５%を控除した残りの95%のうち，その70%は県内所在の市町村に交付され，30%は政令指定都市が国県道の管理を行うことから県内所在の政令指定都市等に交付される。
2019年10月1日より廃止され、環境性能割が導入。

軽油取引税交付金

軽油引取税は，昭和31年度に国県道の道路整備事業にかかる地方負担の財源とする趣旨で創設されたもので，元売業者などからの軽油の引取りに対して課される税金である。政令指定都市は国県道の管理を行うことから，県の税収から県が取扱費として10%を控除した残りの90%の金額が，県内に所在する政令指定都市等に交付される。

自動車税環境性能割交付金

自動車税環境性能割は自動車を取得する際の環境性能に応じてかかる税金。都道府県に納付された税額の40．85%は、市区町村に交付。

地方特例交付金

平成11年度の恒久的な減税に伴う地方税の一部を補てんするため，地方税の代替的性格を有する財源として，将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間，国から交付される交付金である。　市町村への交付額は，各市町村の減収見込額の４分の３に相当する額から，市町村たばこ税の増収見込額を控除した額とされている。
なお，普通交付税の算定に際しては，地方税と同じ扱いとされ，交付額の75%が基準財政収入額に算入される。

地方普通交付税

地方交付税とは、「地域によって地方税の収入額に差があることから、地方間の財政力の不均衡を調整し、すべての地方自治体に財源を保障するため、国に一旦集めてから交付される税」であり、普通交付税と特別交付税がある。このうち、その大部分を占める普通交付税は、地方自治体が標準的な行政運営を行うために必要な一般財源額である「基準財政需要額」から、市税や地方譲与税などの一般財源の額を客観的に算定したものである「基準財政収入額」を差し引いたその差額（財源不足額）に応じて交付される。

地方特別交付税

特別交付税とは、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要（台風や地震等の災害に対する需要等）に対し交付される。

交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金の制度は、反則金収入に相当する額を重点的、効率的に交通安全施設の設置に使用し、その急速な整備を図ることを目的として昭和４３年に創設されている。　交通安全対策特別交付金の流れは、国において収納された交通反則金について、当分の間、交通安全対策の一環として、反則金の収入に相当する額を特別交付金として都道府県、市町村に交付し、道路交通安全施設の設置と管理に要する費用に充てることとする。

分担金及び負担金

分担金及び負担金とは 一部や特定の者に対して特に利益のある事業を市町村が行う場合にその必要な費用に充てるため、利益を受ける者（受益者）から経費の全部又は一部を徴収するものをいう。

使用料及び手数料

使用料とは、公民館や市民体育館、テニスコートなどの施設を利用するときに負担する使用料金のことで、また手数料とは、住民票や印鑑登録証明書などが必要となったとき、市役所で交付時に負担する料金などのことである。

国庫支出金

国が地方自治体に対して補助金、交付金、負担金、補給金などさまざまな名称で支出金を交付しているが、そのうち地方交付税など一般財源であるものを除く、使途を特定した支出金を国庫支出金という。国庫支出金は地方財政法上、国庫負担金（一〇条から一〇条の三）、国庫委託金（一〇条の四）、国庫補助金（一六条）の三つに分類される。
国庫支出金の主な内訳としては、生活保護費負担金、児童保護費負担金、結核医療費負担金、老人保護費負担金、普通建設事業費支出金、災害復旧事業費支出金、失業対策事業費支出金、委託金、財政補給金、産炭地域振興臨時交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、電源立地促進対策等交付金等がある。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金とがある。

財産収入

市が所有する財産の貸付や売却等による収入。

寄付金

市民の方々や団体などから頂いた寄附金。

繰入金

基金等から一般会計へ移された金額。

純繰越金

前年度から今年度へ持ち越した金額で繰越事業費等充当財源繰越額を除いたもの。

繰越事業費等充当財源繰越額

翌年度に繰越した事業の財源のうち、当年度に収入にならず、翌年度に収入となる予定の額をいいます。

主要データ項目の説明

諸収入

他の歳入科目に含まれない収入。延滞金、預金利子、雑入など。

地方債

地方債とは、特定の歳出に充てるため地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金を言う。したがって、借り入れた年度の歳入で返済する一時借入金は地方債にはふくまれない。又、年度を越えた自治体の債務として地方債と同じ意義を持つものに債務負担行為がある。地方債を起こすことを起債という。

人件費

人件費とは、議員報酬、特別職給与、職員給与、嘱託職員及び各種委員報酬など職員等の勤務の対価として支払われる経費である。

物件費

物件費とは、委託料、賃金、旅費、役務費等を総括する用語である。
人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費を総称していう。
賃金（人件費に計上されないもの）、出張旅費、備品購入費（事務用品等）、委託料、報償費（講演会における講師謝礼等）、使用料などがこれに該当し、主に人件費に対応した言葉として使われる。

維持補修費

市が管理する道路や学校などの施設の修繕にかかる経費。

扶助費

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費で、地方自治体独自の支出も含まれる。

補助費

種団体などに対する補助金・負担金、水道事業に対する繰出金など。

普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。

災害復旧事業費

自然災害による被害を受けた施設を原形に復旧するための経費。

失業対策事業費

失業者に就業の機会を与えることを目的として行われる土木事業その他の事業に支出される経費。

積立金

歳出で基金に積み立てる金額。

投資及び出資金･貸付金

企業等への出資金や、商工業振興資金の貸付の原資とするため銀行などに預託される商工業振興資金預託金などの費用。

繰出金

特別会計（国民健康保険、公共下水道事業など）や基金に支出するもの。

公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計である。人件費、扶助費ともに義務的経費のひとつとなっている。市町村にあっては府県からの貸付金の返還金及びその利子が含まれる。

投資的経費

普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費を合わせたもの。

財政調整基金

地方自治体において年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた貯金のことをいう。例えば、地方自治体の収入は、その時々の経済情勢によって変動するものであるが、たとえ収入の落ち込みがあっても、ある一定の住民サービスは必ず行う必要がある。この時の資金不足を穴埋めするために保有するのが財政調整基金である。

債務負担行為

地方自治体が将来にわたり債務を負担する行為をいい、例えば、長期にわたる工事の契約を行う時等に活用される。

職員数

職員数は各年４月1日現在における普通会計に属する職員数。

【 土地・公害・地目 】

都市計画年報

「都市計画年報」は、都市計画に関する種々の現況を把握するとともに広範な利用に供することができるよう「年報」として(公財)都市計画協会が毎年とりまとめているものである。

(公財)都市計画協会「都市計画年報」
毎年3月31日

都市計画区域

都市計画区域は市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を県知事が指定する。

市街化区域

市街化区域とは、「すでに市街地を形成している区域」と「おおむね10年以内に優先的に市街地として整備すべき区域」のことで、住みよい街づくりのために宅地の農地・山林への無計画な蚕食による悪影響を防ぎ、また道路・公園・下水道などの公共施設を総合的に計画し都市整備のために効率的な公共投資を行うために定められたものである。

都市公園

国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園及び緑地又は地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や緑地であり次のように区分されている。
街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、風致公園、特殊公園、広域公園

市街化調整区域

自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制すべき区域である。この区域内においては、原則として、住宅の建築や宅地化のための開発は制限さる。

[用途地域]

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、建ぺい率、容積率及び高さについて制限を行う制度である。用途地域は市街化区域について定めることとされ、逆に市街化調整区域については原則として定めないこととされている。
用途地域には次の12種類がある。

・第1種低層住居専用地域

低層住宅の良好な環境を守るための地域。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられる。

・第2種低層住居専用地域

主に低層住宅の良好な環境を守るための地域。小中学校などのほか、150㎡まで の一定のお店などが建てられる。

・第1種中・高層住居専用地域

中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学、500㎡までの一定のお 店などが建てられる。

・第2種中・高層住居専用地域

主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病 院、大学などのほか、1,500 ㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられる。

・第1種住居地域

住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。

・第2種住居地域

主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、 ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられる。

・準住居地域

道路の沿道において、自動 車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。

・近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便を図る地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。

・商業地域

銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域。住宅や小規模の工場も建てられる。

・準工業地域

主に軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の 業務の利便を図る地域。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。

・工業地域

主として工業の業務の利便の増進を図る地域でどんな工場でも建てられる。住宅 やお店は建てられるが、学 校、病院、ホテルなどは建てられない。

・工業専用地域

専ら工業の業務の利便増進を図る地域。どんな工場でも建てられるが，住宅， お店，学校，病院，ホテルなどは建てられない。

都市公園

一般的に「公園」は、国や地方公共団体が風景地の保護又は利用のために一定の地域を指定する 国立公園などの自然公園と、都市の住民がスポーツ、レクリエーション、休憩など、日常生活にゆとりと潤いが得られるように整備する運動公園などの都市公園に大別される。
自然公園は自然公園法、都市公園は都市公園法により定義されていて、国と地方公共団体が 土地などの所有権を取得して整備して、住民の利用に供されている。

全国都道府県市区町村別面積調

「全国都道府県市区町村別面積調」は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を基準として、毎年10月1日時点のわが国の市区町村別面積値をとりまとめたものである。

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
毎年10月1日

面積

各市区町村の面積は、国土地理院が調査した面積について、国勢調査の年に境界未定区域等について総務庁統計局が推定を加え、国勢調査報告に公表されているものを使用している。

可住地面積

可住地面積は、北方地域及び竹島を除いた総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した。なお、林野面積とは、森林面積と森林以外の草生地面積の合計である。主要湖沼とは、面積１km²以上の湖沼でかつ、人造湖以外の湖沼で、埋め立て、干拓等によって陸地化した区域を差し引いたものである。

主要データ項目の説明

地価公示

地価公示は、国土庁（土地鑑定委員会）が毎年１回標準地の正常な価格を公示（３月下旬）し、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格算定の規準とされ、また、国土利用計画法に基づく土地取引の事前届出における土地価格審査の規準とされる等により、適正な地価の形成に寄与することを目的としている。

国土交通省土地鑑定委員会「地価公示」

毎年1月1日

公示地価

公示地価とは、土地取引が頻繁に行われる都市計画区域内の標準値について、その正常な価格を公示し広く国民各位が地価の水準について正しい知識をもつことを目的に、国土庁土地鑑定委員会が、「地価公示法」に基づき、毎年価格判定を行い公示された地価公示価格である。

都市計画図

まちづくりの計画である都市計画では、健全な市街地の形成を誘導・促進するため合理的な土地利用及び環境保全の立場から適正な制限（規制）を行い、望ましい土地利用を誘導する手段をとっている。このような目的のために、用途地域、準防火地域、地区計画等の土地利用指定がある。都市計画図には、地域地区に関する都市計画をはじめとして、土地利用上の制限（規制）のうち主なものが掲載されている。資料収集は(株)日本統計ｾﾝﾀｰが独自に行った。

各自治体

今後の更新は未定

[用途地域]

町丁別の用途地域は、各町丁内で最大面積を占める用途地域を都市計画図から判定をして以下のｶﾃｺﾞﾘｺｰﾄﾞを収録している。
1:第1種住居専用地域　2:第2種住居専用地域 3:住居地域
4:近隣商業地域　5:商業地域　6:準工業地域 7:工業地域
8:工業専用地域

火災年報

消防組織法第22条に基づく火災報告取扱要領により、市町村が作成し、都道府県知事を通じて報告された毎年1月～12月までの火災報告件数を集計したものである。

消防庁防災課「火災年報」

1月1日～12月31日

建物火災出火件数

建物又はその収容物が焼損した火災件数であり、出火者が自分で消化した場合も、事後聞知として計上されている。建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱もしくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下もしくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設をいう。

交通統計

全国で発生した交通事故を中心に、交通取締り、交通規制、運転免許等に関する統計を取りまとめたものである。なお、交通事故は「都道府県調べ」である。

警察庁交通局「交通統計」

1月1日～12月31日

交通事故発生件数

交通事故とは、道路交通法に規定されている道路において、車両（自転車などの軽車両も含む）、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。したがって、踏切事故は計上されるが、その他の列車事故は計上されない。また、物的損害のみの交通事故は発生件数には含まれていない。なお、多重事故は１件として計上されている。

犯罪統計書

犯罪統計規則に基づき、全国の都道府県警察本部から報告された資料により集計されたものである。なお、犯罪件数は「都道府県調べ」である。

警察庁刑事局「犯罪統計書」

1月1日～12月31日

刑法犯認知件数

刑法犯とは、「刑法」（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く）、「爆発物取締罰則」、「決闘罪に関する件」、「暴力行為等処罰に関する法律」、「盗犯等の防止及処分に関する法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する法律」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」に規定する罪をいう。ただし、ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪分を除いた刑法犯であり、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類で計上している。
認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数である。なお、この件数は、原則として被疑者の行為数によって計上され、１人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の計上方法を行っている。

NSC住所ポリゴンStandard版

『NSC住所ポリゴンStandard版』は、町丁目単位の行政界をポリゴンデータとして収録しており、（公財）国土地理協会の全国町字ファイルに準拠した11桁の町丁目コードを持つ。町丁目界ポリゴン以外にも、都道府県、市区町村等の行政界ポリゴンを収録。

ジオテクノロジーズ(株)

年2回更新されているが当社では春版を使用

面積

町丁別の面積は、ＮＳＣ住所ポリゴン Standard 版を用い、町丁目ポリゴン座標データから、面積を算出したもの。市町村の合計値は、国土地理院の調査値とは一致しない。

【 地域特性 】

(株)日本統計ｾﾝﾀｰ推計値

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に推計したものである。

都市化度指標

地域の土地利用形態の発展方向は、大枠でみるとオフィス・商業等の業務系の需要に対応した事業所(小売・飲食店等を含む)を中心とした立地が進展する地域と、宅地の開発やマンション等の居住系施設を中心とした立地が進展する地域、更にはこれらの複合した地域への進展等に区分される。　つまり都市化の進展度を土地利用という観点からみると、業務系土地利用がどの程度進んでいるのか、また居住系の中で特にマンションの立地がどれほど進んでいるのかで、概ねその状況を把握することができる。
このような視点にたって、町丁別の国勢調査データ、事業所統計調査データを基に、次のような手順をで「密度」、「増減数」を用いることにより、将来の方向性も勘案した地域の都市化の進展度を把握する指標として「都市化度指標」を作成した。

[作成手法]
使用した変数の、全国の町丁に対する当該町丁の偏差値を求め、その組み合わせにより作成。

[作成手順]
地域の状態を、事業所・従業者、人口・世帯の密度、数により次のとおり４区分した。

業務地:事業所がかなり多く集積している地域

市街化途上地域:事業所もしくは住宅の集積がある程度進んでいる地域

低密度地域:事業所、住宅ともに集積は少ないが、ある程度の数は見られる地域

低利用地域:事業所、住宅ともに集積が進んでいない地域

上記４区分に、各地域がどのような方向に変化してきているかを合わせてみることにより、次の９区分にパターン化した。

飽和・停滞型業務地域:業務地域のうち、発展の止まっている地域

発展型業務地域:業務地域のうち、さらに集積の進みつつある地域。

マンション化型業務地域:業務地域のうち、マンション化の方向にある地域

業務地特化型発展地域:現在の密集度は高くないが、業務地化の方向に進んでいる地域。

住宅開発並行型発展地域:現在の密集度は高くないが、業務地化、住宅地化が平行して進んでいる地域。

マンション特化型発展地域:現在の密集度は高くないが、マンション化のみが進んでいる地域。

その他住宅地型発展地域:現在の密集度は高くないが、マンション以外の住宅化が進んでいる地域。

停滞型地域:現在の密集度は高くなく、業務地化も住宅地化もともに進んでいない地域。

低利用地域:現状の事業所・従業者、人口・世帯数のいずれもが少ない地域。

【 NTTタウンページ統計情報 】

ﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞ統計情報

NTTタウンページ(職業別電話帳)に掲載されている企業情報をNTTの業種分類別、町丁別に集計したもの。

NTTタウンページ(株)「ﾀｳﾝﾍﾟｰｼﾞ統計情報」
毎年４月

NTTタウンページ統計情報

NTT独自の業種分類別(約2000業種)の事業所数を集計したもの

産業分類別TP事業所数

NTT独自の業種分類を当社で日本標準産業分類と対応付け町丁別産業中分類別に集計し直したもの

(株)日本統計ｾﾝﾀｰ推計値

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に推計したものである。

推計事業所

タウンページデータをベースとした産業分類別事業所数の増減傾向を直近の経済センサスに反映した上で、別途モデル式で算出した理想値に収束するように調整（IPF法 ＊）した当社オリジナルの推計事業所データ。事業所数・従業者数データについて毎年推計処理を行っているため、経済センサスの5年に1度の更新と比較して、情報鮮度が高い事業所データとして利用できる。

推計デイタイム人口

当社が提供している推計事業所データ等を活用して、既存商品の推計昼間人口と同様の手法で算出した当社オリジナルの推計データ。
推計昼間人口は、国勢調査や経済センサスなどの公的センサスを利用した推計データのため、5年毎更新の商品であるが、推計デイタイム人口は、住民基本台帳人口や推計事業所データを利用することで毎年の更新が可能となったデータ。
町丁別に性・年齢別まで推計。

【 在宅障がい児･者 】

(株)日本統計ｾﾝﾀｰ推計値

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に推計したものである。

[推計在宅障がい児･者数]

「福祉行政報告例」、「生活のしづらさなどに関する調査」、「患者調査」等を基に当社で独自に推計したもの。

在宅障がい児・者とは以下の通りである。
①障がい者手帳所持者のうち、施設入所者を除く次の障がいのある人とする。「身体障がい児・者」、「知的障がい児・者」
②外来で医療機関を受診した精神疾患のある患者。「精神障がい者」
③在宅障がい者のうち、障がい者手帳非所持者。

･身体障がい

身体障碍者とは以下のような障がいのあるもの。
障がいの重さにより1～6の等級に区分される。

●視覚障がい
視覚障がいには全盲、弱視、視野狭窄（見える範囲が限定されている）などがあり、形の識別、明るさや暗さへの対応、文字の読み速度、コントラストの差が低い色の識別に困難が生じる障がい。

●聴覚、言語障がい
聴覚障がいは、左右の耳でどの程度の音の大きさ（デシベル）から聞こえるかで等級が決定する。
言語機能の障がいは聴覚障がいがあるために音声言語が獲得できずに話すことができない、失語症などが原因となる。

●肢体不自由
肢体不自由とは肢体、いわゆる左右の手（上肢）、左右の足（下肢）または体幹と呼ばれる胸部、腹部、腰部からなる胴体部分に欠損がある、または欠損がなくても機能障がいがあり、日常生活動作に制約を受けるような障がいのこと。

●内部障がい
内部障がいとは障がいがあると人間の生命の維持や、日常生活に著しい影響を与える人体内部の器官等の障がいを言う。

･知的障がい

知的障がいとは、発達期までに生じた知的機能の障がいによって、知的能力と社会生活への適応機能が遅れた水準にとどまり、日常生活において困難を抱えている状態。
知的障がいの種類（症状の程度）には「軽度」「中度」「重度」「最重度」と4種類あり、重度知的障がいでは言語や数、時間、金銭などの概念を理解することが難しく、日常生活のさまざまな行動にも援助を必要とすることが多いとされる。

･精神障がい

精神障がいとは、精神疾患のため精神機能の障がいが生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のことをいう。
精神障がい者手帳には1級～3級という等級があり、等級は、症状の程度や生活にどのくらい支障があるかを基準に定められている。
大まかには、以下の通り。
●1級：「精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」
●2級：「精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」
●3級：「精神障がいであって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」

施設関連

施設関連の指標は(株)日本統計センターの施設分類による【大分類】単位に、さらに大分類の中では施設データのオリジナルソースとなる調査や資料単位に掲載しています。

【公共系】
【金融･保険】
【商業】
【路線上の施設】

主要施設データ項目の説明

【 公共系 】

全国学校マスター「SCHOOL」

(株)原書房発行の「全国学校総覧」を電子ファイル化したもの。全国の文部省の所管する学校のうち、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、盲学校、聾学校、養護学校など各種学校を収録。

(株)アグレックス 「SCHOOL」

毎年5月1日現在

[教育施設]

以下の校態別にデータを収録。ただし休校中については未収録。
大学(大学・大学院・短期大学・高等専門学校)、高校(高等学校・通信製高等学校)、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校、各種専門学校、専修学校
[収録指標]
入学定員数、生徒総数、校態区分、昼夜区分、設置者区分、男女区分

入学定員数

大学、短期大学、高等専門学校については、入学定員を収録。(生徒数は未収録)

生徒総数

高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、盲・聾・養護学校について、学生・生徒・園児数を収録。

校態区分

1:大学 2:大学院 3:短期大学 4:高等専門学校
5:高等学校 6:通信製高等学校7:中学校 8:小学校
9:幼稚園 10:盲学校 11:聾学校 12:養護学校
13:各種専門学校 14:専修学校 15:中等教育学校

昼夜定時制区分

1:昼 2:夜 3:通信製 4:定時制・昼 5:定時制・夜 6:定時制・昼夜 7:定時制・その他

設置者区分

1:国立 2:公立 3:私立 4:調査不能

男女区分

男女区分:1:共学校 2:男子校 3:女子高

(株)日本統計ｾﾝﾀｰ調査

以下の項目は(株)日本統計センターにより独自に調査したものである。

[市区町村役所]

各種資料やインターネットの情報により(株)日本統計ｾﾝﾀｰで独自にメンテナンスをおこなっている。
基本的に毎年4月時点

【 金融・保険 】

ﾆｯｷﾝ全銀店舗ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ

(株)日本金融通信社により編集された金融機関店舗単位のデータ。

(株)日本金融通信社「ﾆｯｷﾝ全銀店舗ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ」

毎年8月第2週末

[金融機関]

都市銀行、地方銀行、信託銀行、その他普通銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合を収録。
「その他普通銀行」とは長期信用銀行から普通銀行へと転換した新生銀行とあおぞら銀行を区分している。
[収録指標]
金融機関ｺｰﾄﾞ、支店ｺｰﾄﾞ、行員数(農業協同組合は未収録)、開設年月日、手形交換№

金融機関ｺｰﾄﾞ
支店ｺｰﾄﾞ

全国銀行データ通信システムなどで用いられるために各金融機関に割り当てられた固有のコードで金融機関コード4桁と支店コード3桁からなる。

行員数

行員数の調査時点は各年3月末現在であるが、その後の人事異動、店舗異動に伴う変動をできうる限り8月時点で修正している。
ただし、一部の金融機関、店舗においては未収録の場合がある。

開設年月日

店舗開設年月日を西暦で収録。

手形交換№

統一手形交換所番号(未加盟支店はスペース)

金融非リアル店舗区分

店舗名から機械的に「ATM、エイティエム、ネット、振込、集中、ローンプラザ、公務部」を含むものを非リアル店舗と想定。
日本金融名鑑による「バーチャル店舗区分」により補間
同一金融機関で同一住所の店舗について目視により(カゴメ、ハナミズキなど通常店舗ではあり得ない名称)判断。
ただし、正確な内容を保障するものではありません。

BinB区分

店舗内店舗と思われるものに区分フラグを設定。
都銀についてはある程度ホームページでの確認を行っているが、他の金融機関については、同一住所の支店の中で行員数の最大のものを母店とし、他を店舗内店舗としている。
行員数の不明な場合は、全て母店としている。
機械的な処理によるもののため正確な内容を保障するものではありません。

1:母店 2:店舗内店舗

BinB母店コード
BinB母店コード連番

店舗内店舗の母店の支店コード及び支店コード連番を収録

主要施設データ項目の説明

支店名称(店舗内表示あり)

母店については、()内に店舗内店舗の支店名を連結(2店舗まで)表記。
店舗内店舗についてはブランク表示

緯度経度付き全国郵便局データベース
緯度経度付き全国ゆうちょ銀行データベース

国土地理院発行の数値地図25000(地名・公共施設)*1を基に全国の郵便局およびゆうちょ銀行の局名(局コードと局・出張所名)・所在地(住所マスターのコード体系とその新・旧住所名(市町村の廃置分合等)および所在地の緯度経度座標点を付加して電子媒体等に収録したもの。
*1
測量成果複製承認書(承認番号　R　4JHs　944)

(公財)国土地理協会
東京グリーンシステムズ(株)
毎年7月

[郵便局]

普通局、特定局、簡易局について収録。

郵便局施設形態

1:郵便窓口局　　2:郵便窓口局・ゆうちょ銀行ＡＴＭ併設　3:郵便窓口局・ゆうちょ銀行併設　4:ゆうちょ銀行　5:ゆうちょ銀行出張所　6:郵便窓口局（貯金サービス無）　7:ゆうゆう窓口のみ　9:不明（一時閉鎖など）

[ゆうちょ銀行]

本支店、出張所、郵便局窓口・ATM併設について収録。

証券会社店舗ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ

(株)日本統計センターによりホームページやディスクロージャー誌等を参考に独自に編集された証券会社の店舗データ。

(株)日本統計センター「証券会社店舗ﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙ」
毎年7月時点で入手可能なもの

[証券会社]

店舗名、住所、電話番号収録

【 商業 】

大型小売店データ

東洋経済新報社発行の「全国大型小売店総覧」を電子ファイル化したもの。
メンテナンスの関係で必ずしも書籍と同一内容とはかぎらない。

(株)東洋経済新報社 「大型小売店データ」
毎年4月

[大規模店]

「大規模小売店舗立地法」による店舗面積1000㎡を超える大型小売店を調査対象としている。
以下の業態区分別に既存店を収録。
百貨店、スーパー、ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ、専門店、生協・農協、その他
[収録指標]
大型店共通キー、状態区分、規模区分、業態区分、立地区分、開店年月、店舗面積、変更予定面積、変更予定年月、変更届出年月、小売業者数、取扱品目名1～6、開店時刻、開店注記、閉店時刻、閉店注記、駐車場収容台数、最寄駅名(道路名)、第１～３核店舗名、第１～３核店舗店舗面積

大型店共通キー

各大型店単位のユニークな識別コード

状態区分

1:既存店　2:撤退予定店

規模区分

1:大型店(「立地法」による大型店（店舗面積1000㎡超））
2:中型店(原則として店舗面積500㎡超1000㎡以下（旧２種店の一部））
3:その他(店舗面積不明等)

業態区分

1:百貨店(原則として衣食住に関する各種商品を扱う小売業を営み、主として対面販売方式をとるもの。月賦百貨店も含める。)
2:ｽｰﾊﾟｰ(主としてセルフサービス販売方式を採る小売業を営むもの。)
3:食品ｽｰﾊﾟｰ(主としてセルフサービス販売方式を採る小売業のうち主として食料品を扱うもの。)
4:ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ(DIY関連用品などの住宅関連用品を主として扱い、セルフサービス販売方式を採るもの。)
5:専門店(衣料、家具、家電、書籍、医薬品など、主として単品(関連商品を含む)、ないしは特定分野の商品を扱う小売業を営むもの。)
6:ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ(業態の異なる複数の店舗が「核となる小売店」を中心に集まり、これらに加えて飲食、ｻｰﾋﾞｽ・ｱﾐｭｰｽﾞﾒﾝﾄ施設なども配置されている一連の商業施設。)
7:寄合百貨店(以上の業態に該当せず、各店舗がなく(あっても全体に占めるウエイトが低く)、複数の業種の多数の店舗から成るもの。)
8:生協・農協
9:小売市場
10:その他(以上の業態に該当しないもの)

立地区分

1:ﾀｰﾐﾅﾙ型　2:駅前・駅近辺型　3:商店街型
4:郊外住宅地型　5:郊外幹線道路沿型
6:その他　7:不明

開店年月

創立年月、大型店として開店した年月の場合もある。

主要施設データ項目の説明

店舗面積

2001年1月までに開店した店舗(立地法下で変更等の届出があった店舗を除く)に関しては、原則として大店法3条による確定した店舗面積(3条確定店舗面積不明の場合、5条確定面積)。また、2001年2月以降に開店した既存店、及び、新設・変更予定店については、原則として立地法に則って大型店設置者が届け出た店舗面積、あるいは出店後の実際の営業面積。

変更予定面積

立地法に則って大型店設置者が届け出た店舗面。

変更予定年月

立地法に則って大型店設置者が届け出た予定年月。

変更届出年月

店舗の設置者(当該建物の所有者)による立地法第5条第1項(新設)、同法附則第5条第1項(既存店の変更)等の届出日。

小売業者数

当該商業建物に入居している全ての小売業者の数。

取扱品目名1～6

主な販売品目を最大6品目まで示した。

開店時刻

当該商業施設の中心的な店舗の開店時間(24時間表示)。

開店注記

開店時間に関する注記があれば記した。24時間営業の場合は「24時間営業」と記した。

閉店時刻

当該商業施設の中心的な店舗の閉店時間(24時間表示)。

閉店注記

開店時間に関する注記があれば記した。

駐車場収容台数

収容可能台数(概数)。共有駐車場台数の場合は全体の収容可能台数。

最寄駅名(道路名)

当該店舗のアクセスに利用される鉄道路線と駅の名称、または幹線道路(国道、県道等)の路線名。

[大型店テナント]

商業施設(大型店)を構成するテナント（店舗）を以下の業態区分別に収録。
百貨店、スーパー、ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ、専門店、生協・農協、その他
[収録指標]
*大型店共通キー、所属大型店施設名、*状態区分、*規模区分、*業態区分、*開店年月、*店舗面積、*変更予定面積、*変更予定年月、*開店時刻、*開店注記、*閉店時刻、*閉店注記
*印の項目は大規模店と共通のため大規模店の説明参照。

大型店共通キー

テナント（店舗）が含まれる大型店のコード

所属大型店施設名

テナント（店舗）が含まれる大型店の施設名称

【 路線上の施設 】

緯度経度付き全国沿線・駅データベース

全国の鉄道等の沿線(沿線名とその略称・カナ読みをコード化したもの)・全国の駅(駅名とその略称・カナ読みをコード化したもの)・連絡駅(沿線・駅名をコード化したもの)のコード体系および住所マスターのコード体系、国土地理院発行の1:25000地形図を基に作成された町丁目・大字界のポリゴンデータを使用し、緯度経度座標点を付加して磁気媒体等に収録したもの

(公財)国土地理協会
毎年7月

[駅]

運行する電車・市電・新交通などの駅について収録。

・駅間直線距離

路線上の次の駅までの直線距離
*参考情報

・駅間換算距離

直線距離×105%
*参考情報

・駅間所要時間

換算距離から800m/分で算出
*参考情報

駅乗降客データファイル

全国の鉄道等の沿線(沿線名とコード化したもの)、全国の駅(駅名とコード化したもの)と、各年度の乗車客・降車客数および駅種別(旅客駅・委託駅・無人駅等を数年に渡り調査した情報)等の情報に、各種の区分・仕分け等を付加して電子媒体等に収録したものをいう。

(有)ケイアイ創研

提供は3年遅れのデータとなる。
また、駅によってはデータのとれないもの、毎年更新のできないものもある。

[駅乗降客数]

駅乗降客数は、[駅]データのｵﾌﾟｼｮﾝとして、(株)日本統計センターで編集収録。
乗降客数は全ての駅で収録されているものではないため、購入の際には収録状況の確認が必要。

乗降客データ年度

必ずしも同一時点のデータが収集できないため、収録されているデータの年度を西暦で収録。(データ未収録はブランク)

乗降客データ区分

1:乗車・降車データ未収録
2:乗車客データのみ収録
3:乗車・降車客データ収録

主要施設データ項目の説明

乗車種別・実数

1:年間のみ実数　2:１日のみ実数　3:年間１日共実数
9:未収録
年間のみ実数の場合１日は1/365計算、1日が実数の場合年間は×365計算をおこなっている。
なお、年度途中に駅が開設されていて乗車客データが収録されているものも同様に上記計算を行っているので注意が必要。

乗車人数/年間
乗車人数/日

降車種別

1:年間のみ実数　2:１日のみ実数　3:年間１日共実数
9:未収録
年間のみ実数の場合１日は1/365計算、1日が実数の場合年間は×365計算をおこなっている。
なお、年度途中に駅が開設されていて降車客データが収録されているものも同様に上記計算を行っているので注意が必要。

降車人数/年間
降車人数/日

駅種別区分

1:旅客駅　2:委託駅　3:無人駅
4:臨時駅　5:停留所　9:未確認

乗降客数/日

駅代表フラグ

MDSに収録されている駅は各路線別に収録されており、同一駅が複数路線で重複している。しかしながら、これらの重複駅の乗降客数は、必ずしも路線別には把握できておらず、そのような場合、各路線の同一駅の乗降客数は、同一の値が収録されている。
システム上で乗降客数を使用する場合に、この重複を除くために駅代表フラグを作成。

フラグは同一企業体(JRは1つとして)の同一県内で同一名称の駅について、乗降客数が同一の場合路線コードの最も小さい駅にフラグとして1を収録(重複しない駅については全て1を収録)。
フラグ作成時のソートキーは大分類、中分類(JRは１つ)、県コード、駅名称、乗降客数、小分類。

地図関連

当社システムで使用している地図データについて、内容を掲載しています。

【住所ポリゴンデータ】
【背景図】
【住所ポイントデータ】

地図関連データの説明

【 住所ポリゴンデータ 】

NSC住所ポリゴンStandard版

『NSC住所ポリゴンStandard版』は、町丁目単位の行政界をポリゴンデータとして収録しており、(公財)国土地理協会の全国町字ファイルに準拠した11桁の町丁目コードを持つ。町丁目界ポリゴン以外にも、都道府県、市区町村等の行政界ポリゴンを収録。

ジオテクノロジーズ(株)

年2回更新されているが当社では春版を使用

使用資料

●この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料 H・1 - No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を利用し作成したものです。（承認番号 国地企調第 180 号 平成 22 年 9 月 28 日）
●測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 164-100 号
●測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 117-100 号
●この地図の作成に当たっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。（測量法第 44 条に基づく成果使用承認 10-0210、10-0300、10-0410、10-0480、10-1410、10-2010、10-2030、10-

情報の取得日付

毎年3月
毎年 3 月 1 日までに供用・廃止される情報まで対応しています。但し、 12月調査時点で取得できた情報までとします。

【 背景図 】

拡張全国デジタル道路地図データベース(ADF)

(財)日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベース(DRM)を基に住友電工システムソリューション(株)が加工を施したデータベースで、道路データもより詳細になっている。

住友電工システムソリューション(株)

年4回のリリースとなっているが、当社では毎年7月版により更新

使用資料

●この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図、2万5千分の1地形図、1万分の1地形図及び基盤地図情報を使用した。（承認番号 R 3JHs 386-1号）
●この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料H・1-No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を利用し作成したものである。(承認番号 国地企調第94号　平成22年7月5日)
●この地図の作成にあたっては、上記の地理情報及びインクリメント・ピー株式会社の電子地図データベースを基に住友電工システムソリューション株式会社が追加・加工したものを使用。

注意事項

●データベース作成時点の関連で、表示される地図が現状と異なることがありますのでご了承ください。
●いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。
●本品より出力された地図情報の著作権は、住友電気工業株式会社、住友電工システムソリューション株式会社及びインクリメント・ピー株式会社に帰属します。

ジオテクノロジーズ背景図

ジオテクノロジーズ社独自の調査による地図情報。車が通行できる全国の道路をくまなく実装調査。

ジオテクノロジーズ(株)

年2回、毎年4月・10月に更新

広域図(1/25,000)、詳細図(1/5,000)(1/2,500)

戸別の建物やビルまでが表現された大縮尺地図(居住者名等は未収録)。

道路ネットワーク

高品質・高精度・高鮮度の全国約120万km道路データ
経路検索に使用可。

地図関連データの説明

【 背景図 】

ゼンリン背景図

ゼンリン住宅詳細図をデータ化しコンピュータで活用できるようにしたもの

(株)ゼンリン

年1回

Zmap AREA Ⅱ

目標建物、一般建物などの家枠形状、建物名称などを表現し、道路についてはポリゴン形状も提供。(居住者名等は未収録)

Zmap TOWN Ⅱ

道路、鉄道といった構造物や建築物をはじめ、一軒一軒の建物名称までがカバーされており、居住者名等も収録されている。

【 住所ポイントデータ 】

NSC住所ポイントStandard(z)版

住所表記の最も詳細な区分である「番地」あるいは「号」に対して緯度経度を付与したピンポイント住所データ。

(株)ゼンリン

年2回、毎年4月・10月に更新

注意事項

各緯度経度座標の取得位置は、住所エリアの中心点ではなく、各住所エリア内の代表点となっている。

NSC住所ポイントStandard(g)版
Enterprise 版

住所表記の最も詳細な区分である「番地」あるいは「号」に対して緯度経度を付与したピンポイント住所データ。

ジオテクノロジーズ(株)

年2回、毎年4月・10月に更新

注意事項

各緯度経度座標の取得位置は、住所エリアの中心点ではなく、各住所エリア内の代表点となっている。
Enterprise版は、他社製住所ポイントデータの補完用としてセット販売する際の商品。
Standard (z) 版に補完用として使用した場合約4,800万件の住所ポイントとなる。

注意事項

●福島県内の避難指示区域に指定されている町村について

原発事故の影響で避難指示地区に指定されていた地域については、いまだに完全な復帰はできておらず、住民基本台帳上ではそれなりの人口が存在しても、実際には居住できていない人がかなりいるようです。以下の 7 町村は国勢調査人口と住民基本台帳人口に大きな差が発生しています。

国勢調査人口の減少の大きい町村

市区町村コード	町村名	国勢調査人口(05)(人)	国勢調査人口(10)(人)	国勢調査人口(15)(人)	国勢調査人口(20)(人)	住民基本台帳人口・総計(15)(人)	住民基本台帳人口・総計(20)(人)	国調人口/住基人口(20)(%)
07542	楢葉町	8,188	7,700	975	3,710	7,448	6,845	54.2
07543	富岡町	15,910	16,001	-	2,128	14,111	12,728	16.7
07545	大熊町	10,992	11,515	-	847	10,849	10,313	8.2
07546	双葉町	7,170	6,932	-	-	6,354	5,911	-
07547	浪江町	21,615	20,905	-	1,923	19,084	17,166	11.2
07548	葛尾村	1,625	1,531	18	420	1,489	1,408	29.8
07564	飯舘村	6,722	6,209	41	1,318	6,317	5,467	24.1

当社では住民基本台帳人口をベースとして様々な推計を行っていますが、推計処理の中で国勢調査データも使用しています。したがって国勢調査データの大きく欠落した地域については、推計処理が困難となります。

避難指示地域は、順次解除されていますが、従来どおりになるにはしばらく時間がかかると思われるため、これらの地域についてはこれまでどおり以下の当社推計指標は欠測とします。

推計行動別人口	2017 年～2024 年
推計消費購買力	2016 年～2023 年
推計就業者所得	2016 年～2023 年
推計世帯貯蓄高	2016 年～2023 年
推計家計収支	2016 年～2023 年
推計要介護度別認定者数	2016 年～2023 年
推計都市化度パターン	2015 年、2020 年
推計大学・短大進学者数	2017 年～2024 年